2012. 8.1 発行

水源連だより

SUIGENREN DAYORI
NO.61

水源開発問題全国連絡会

〒223-0064 横浜市港北区下田町６－２－２８
電話　045-620-2284　　FAX　045-620-2284
メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp
ホームページ
http://www7b.biglobe.ne.jp/~yakkun/suigenrennope-zi2.html
検索の時は「水源連のページ」と検索してください。

4.26 有識者会議傍聴要求に会場手前廊下で
石木ダム地権者に立ちはだかる国交省職員

今年の
総会・全国集会は
１１月１６日～１７日
東京で開催します

川 13版▲ 2012年(平成24年)7月28日 土曜日 享月

団結小屋を自主撤去
新内海ダム反対派

県が小豆島で建設中の新内海ダムの予定地内にあるダム反対派の「団結小屋」が27日、自主撤去された。小屋を設置した反対派団体「寒霞渓の自然を守る連合会」（山西克明代表）は、小屋をダム下流の民有地に一時保管し、秋までに新しい場所を決めて設置しなおすことにしている。

小屋は2010年6月、ダム湖予定地にある住民の所有地に建てられた。10年11月に県がこの土地を強制収用したが、団体は小屋の撤去を拒んできた。県は団体側に対して、今月末までに自主撤去しなければ行政代執行で強制撤去すると通告していた。

この日は午前9時ごろから、団体事務局の佐伯幸男さん(75)の立ち会いの下、業者がクレーン付きトラックでプレハブをつり上げ、荷台に載せて移動した。

佐伯さんは「新しい場所では、のぼりを新しく作って小屋を目立たせたい」と話している。団体のメンバーらは県や国などにダム工事の差し止めを求める訴訟を起こしており、今後は証人尋問などでダムが不要だと訴えていくという。

新内海ダムは全長約4キロの別当川の洪水対策や水道用水の確保を目的に、県が10年4月に着工した。堤体の長さ423メートル。13年度に完成予定。総事業費185億円。

（柳谷政人）

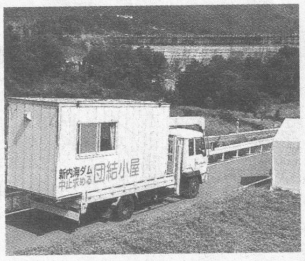

クレーン付きトラックに積まれて移される団結小屋。奥に建設中の新内海ダムの堤体が見える＝小豆島町

==========目　次========

事務局からの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
ダム事業の廃止特別措置法案概要・・・・・・・・・・・・・7
石木ダムに関する報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
原発廃止の暑い夏の戦い・・・・・・・・・・・・・・・・23
大分県竹田市の玉木川の氾濫・・・・・・・・・・・・・・27
7.12洪水に関する要望書（熊本白川）・・・・・・・・・・29
7.12洪水の検証と今後求められる災害対策（熊本白川）・31
ハッ場ダム予定地の現状と市民運動・・・・・・・・・・・40
ハッ場ダム問題と利根川水系河川整備計画の策定・・・・44
東京の控訴審で初の法廷・・・・・・・・・・・・・・・・46
利根川中流域見学会報告・・・・・・・・・・・・・・・・47
ハッ場ダムの今・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
平瀬ダムに関して厳正な判断を求める要請書・・・・・・57
長良川河口堰の「開門調査」実現をめざして・・・・・・59
設楽ダム訴訟の現状とこれから・・・・・・・・・・・・・62
成瀬ダム住民訴訟報告・・・・・・・・・・・・・・・・・65
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会から報告・・・67

事務局からの報告

1. 今年の総会と全国集会について～最近の動きを踏まえて～

✧ 最近の全国の状況

ダム事業の検証が事業推進にお墨付きを与えるものになることは、私たちは当初から指摘してきましたが、検証が進むと、まさしく指摘通りの様相を呈しています。水源連に関係している皆さんが反対してきたダム事業はほとんどが事業継続の検証結果となり、それをそのまま追認する国交省の対応方針が出されています。

八ッ場ダムについては、昨年末に前田武志国交大臣が強引に本体着工の方針を決めたものの、民主党から強い反対意見が出たことにより、下記の官房長官裁定が出され、本体着工はストップされています。

> 民主党と国土交通省に対する藤村官房長官裁定
> 1．現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。
> 2．ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、時期通常国会への提出を目指す。
> 3．八ッ場ダム本体工事については、上記の 2 点を踏まえて判断する。

す。国交省はこの裁定の条件をクリアするため、利根川水系河川整備計画を早急に策定しようと目論んでいます。何が何でも年度内本体着工を目指す国交省は、河川整備計画の目標とする治水安全度に限ったパブコメを行いました。関東地方整備局が提案している治水安全度（70 年から 80 年に 1 回の洪水に対応・17,000m3／秒）を選択すると「八ッ場ダムが必要」になることには一切触れていません。余りにも詐術的な手法です。

利根川のあるべき姿を論じて具体化するのが河川整備計画策定の意義です。「どのような洪水が来ても生命が奪われることのないようにする」、この治水の原点を第一においた河川整備計画を流域住民が主人公になって策定しなければなりません。

1 都 5 県の八ッ場ダム住民訴訟の控訴審は東京の進行が一番早く、8 月 7 日には原告側の証人尋問が行われます。治水問題で拓殖大学の関良基准教授が、利水問題で嶋津暉之氏が証言を行います。

ダム中止後の生活再建法案は 3 月 13 日に閣議決定され、国会に提出されましたが、審議はまったくされていません。

地権者の前に職員の阻止線

石木ダム事業については、4 月 26 日の「第 22 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に対して**石木ダム建設絶対反対同盟**の皆さんがその支援者とともに、審議の傍聴を求めました。ところが、国交省は百数十人の職員を配置して阻止しました。そして、有識者会議は長崎県の石木ダム検証報告を追認し、継続を妥当としました。しかし、一委員が強く異論を唱えたことにより、付帯意見が付

きました。6 月 11 日には国交省が石木ダムを「継続」とする対応方針を決定しました。ただし、有識者会議で付された付帯意見は「長崎県への通知」として下記の一文が添えられました。

関西、中部、関東の仲間も地権者と共に傍聴要求行動

> 石木ダムについてはあわせて長崎県に「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知します。

「この一文は国土交通大臣の意思です。長崎県の受け止め方については見守ります」という国交省幹部職員の発言を水源連事務局は確認しました。詳しくは「3　石木ダムの状況」をご覧ください。

水源連の仲間の皆さんが反対運動を展開している**北海道の厚幌ダム、山形県の最上小国川ダム、山口県の平瀬ダム**も有識者会議は不当にも各事業者からの報告をそのまま追認して「継続」としています。

「本体工事駆け込み契約」で検証対象事業から除外された**熊本県の路木ダム**は本体工事が始まり、ダムサイト両岸が削り取られています。同様に駆け込み契約の**香川県**の**新内海ダム**は本体工事が急ピッチで進められ、堤体完成は 8 月末、試験湛水開始が今年の 12 月を見込むという状況です。団結小屋はたどり着く道路が無くなってしまったので、「寒霞渓の自然を守る連合会」は団結小屋を、反対派地権者の土地（ダム予定地すぐ下流側）に移設することにしました。

堤体工事完了間近な新内海ダムが民家間近に迫っている。2012/6/29

このように各地のダム事業は事業者の思惑通りに進められており、由々しき状態になっています。

整備新幹線や高速道路など、ダム以外の公共事業も次々と復活してきています。

このような無駄遣いを増長させる一方で、消費税値上げが衆議院を通過し、さらに大飯原発が再稼働されたことにより、国民の怒りは頂点に達しています。

✧ 今年の総会と全国集会

「公共事業の徹底見直し」を行うはずであったのが「公共事業の大盤振る舞い」へと逆方向への舵が切られている現状を何とかしなければなりません。水源連は 2009 年政権交代以前から、無駄な公共事業と闘っている皆さんと数度にわたって実行委員会を結成して「公共事業徹底見直し実現」に向けた行動を共にしてきました。

今年の水源連総会はこのような状況を重視して、東京で開催することとします。全国集会にかえて、

国交省へのデモと集会を持つことにします。この行動には道路問題・湿地問題などの皆さんに呼びかけて実行委員会方式で行うことも考えています。

11 月 16 日　（金）　13 時から国交省等へのデモ
16 時から議員会館会議室にて集会
19 時から懇親会

1 月 17 日の緊急抗議集会「八ッ場ダム建設再開を許さない！～不要不急の公共事業が続々復活」に準じた形を考えています。

11 月 17 日　（土）　9 時から　全水道会館中会議室で　水源連総会

※集会や総会への参加申込等は次号で詳細にお知らせします。なお、参加される方は宿舎を各自で手配するようにお願いします。

2. 嬉しいお知らせ　渡良瀬遊水池　ラムサール条約に登録

渡良瀬遊水池がラムサール条約湿地に登録となりました。7 月 7 日にルーマニアで開かれたラムサールＣＯＰ１１で認定証授与式が行われ、日本から渡良瀬遊水池関係の市民団体の皆さんが出席しました。小山市ではルーマニアでの授与式に時間を合わせ、記念式典が行われ、くす玉が割られました。市民団体の皆さんは帰国後、12 日に小山市役所で報告の記者会見を行いました。

渡良瀬遊水池のラムサール条約登録は、渡良瀬第二貯水池計画の中止を勝ち取った皆さんの念願であった「渡良瀬遊水池丸ごと博物館＝エコミュージアム」構想の一里塚として位置づけられています。これからは渡良瀬遊水池の湿地の保全と再生に取り組み、チュウヒなどの野鳥が繁殖できるより豊かな自然にしていくことを皆さんが誓い合っていました。

「渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会」が発足したのは水源連発足の３年前、1990 年のことでした。第二調節池を掘削して治水・利水目的の平地ダムを造る第二貯水池計画を中止させ、遊水池の素晴らしい自然と歴史を守ることがその目的でした。

それから 22 年の歳月を経てやっとの渡良瀬遊水池のラムサール条約登録です。認定証授与式はルーマニアで開催されたラムサール条約 COP11 のサイドイベントとして行われました。認定証はその湿地が所在する市町村に渡されるのですが、渡良瀬遊水池の場合は２市４町関係者が出席することなく、小山市は「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会」の楠通昭さんに、栃木市は「わたらせ未来基金」の青木章彦さんに委任しました。ラムサール認定証を行政サイドではなく委任を受けた住民団体が受け取ったのは渡良瀬遊水池だけでした。

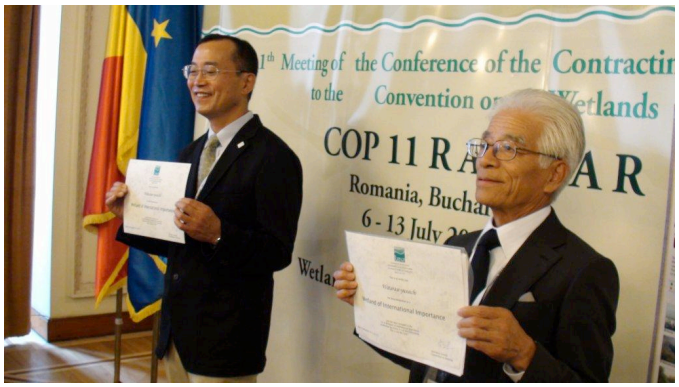

認定証授与式の様子は右の写真のとおりです。左が青木さん、右が楠さんです。

「住民運動が勝ち取った渡良瀬遊水池のラムサール条約登録」、全国の皆さんにとっても、大きな励ましになるものと思います。

3. 石木ダムの状況

石木ダム建設絶対反対同盟は 40 年間、絶対反対を貫いています。その皆さんの土地を強制収用するため、長崎県と佐世保市は 2009 年 11 月に土地収用法に基づく事業認定申請を九州地方整備局に提出しました。長崎県の石木ダム検証報告を国交省の有識者会議は追認し、国交省は石木ダム継続の対応方針を決めました。ただし、有識者会議のまとめに付帯意見が付き、それが国交大臣の意思として長崎県に通知されました。

その経過とその後の取組みは、別掲の「石木ダム事業に関する報告～特に『国交省から長崎県への通知』について～」をご覧ください。

4. 「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法」成立に向けて

この法案が閣議決定され、国会に提出されたのは今年の 3 月 13 日ですが、今（2012/7/18）になっても委員会に審議の付託もされていません。

この法案はダム事業が中止になった場合に予定地を含めた周辺の生活再建と地域振興を目的としたものです。これまではダム事業を受け入れさせるための法律として水源地域特別措置法がありましたが、ダム中止後に生活再建と地域振興を進める法律は皆無でした。川辺川ダムにしても八ッ場ダムにしても、この法律が整備されて、中止後の生活再建・地域基盤整備を法的に進めることが可能であったならば、地元住民のダム中止に対する受け止め方は根本から変わっていたはずです。この法律がなければ、ダム中止とともにダム事業に関連した事業もストップしてしまうため、ダム予定地の地元自治体は「ダム反対」「ダム中止」を口に出すことができませんでした。

この法案はまだ不十分な点がありますが、ダムを中止しても生活再建、地域振興を進められる法律として、先ずは成立させることが必要です。

なぜ、国会に提出されたままで委員会に審議の付託もされていないのか、それはこの法案が成立すれば、ダム事業にブレーキをかけるものであるので、国交省がサボタージュしているからであると考えられます。「官房長官裁定は通常国会に法案を提出するまでとされているから条件は満たした」＝「法案の成立は条件に入っていない」という国交省の姑息な姿勢は断固糾弾されねばなりません。

私たちは、ダム予定地住民にかけられてきた「ダム事業依存」の呪縛を解き放ち、自主的なダムなしの地域作りを可能にするために、この特別措置法の一日も早い成立を実現させたいものです。ダム中止を願う皆さんと共に、この法律成立に向けて国会議員や政府、政党への働きかけも進めていきたいと思います。

国土交通省のホームページに掲載されているこの法案の概要を別掲します。

5. 7 月 12 日の阿蘇山周辺豪雨と立野ダム事業

2012 年 7 月 12 日、阿蘇山周辺は日雨量約 400mm～500mm の豪雨に見舞われました。阿蘇山周辺に降った雨は白川に集まり、熊本市内を通過して有明湾に流れ着きます。7 月 12 日の豪雨は白川の堤防未整備が原因で広範囲の洪水災害（水害）を引き起こしました。この白川には九州地方整備局による立野ダム事業が予定され、現在、ダム検証が行われています。立野ダムは治水専用のいわゆる「穴あきダム」として計画されています。

立野ダムは阿蘇国立公園の中につくられるため、素晴らしい自然と景観の破壊を招きます。立野ダムの目的は白川下流部の洪水被害防止となっています。白川下流部の洪水災害の頻発は堤防の未整備によるものであって、阿蘇の貴重な大自然を破壊する立野ダムは必要ないのではとの疑問から、熊本市民が「立野ダムによらない自然と生活を守る会」（代表　中島康氏）を 2012 年 5 月に立ち上げました。

7 月 12 日の豪雨による洪水がどのような災害をもたらしたのか、その実態を「立野ダムによらない自然と生活を守る会」の皆さんが緊急調査しました。その結果を公表するとともに、7 月 24 日にはその調査結果に基づいて、白川流域市町に「７．１２洪水に関する要望書」を提出しました。この要望書は7月12日豪雨による白川流域の災害は堤防未整備の所に限られていることを明らかにするとともに、今回のような異常豪雨では立野ダムがあったとしても満杯になって洪水調節の役を果たさなくなると指摘しています。この要望書と同会作成の洪水調査報告を別掲します。

6. 原発再稼働は認めない

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は凄まじい災厄をもたらしました。今回の原発災害を期に脱原発へ舵を転換しない限り、更に深刻な原発災害が起き、日本のみならず全世界を放射能の恐怖にさらし、これからの世代の人々を放射線障害にさらすことが避けられなくなります。

水源連は福島原発事故の発生以来、脱原発運動に参加することとし、事務局の氏家雅仁氏を脱原発問題担当としてきました、最近の大飯原発等の再稼働問題、問題だらけの原子力規制問題については別掲の氏家報告をご覧ください。

7. 水源連ホームページの再構成

水源連のホームページを全面的に再構成することにしました。

全面的にパタゴニア日本支社さんの支援によるものです。

これまでの本会ホームページは各資料の書庫と、速報を兼ねるものであったにもかかわらず、どこにどのような情報が掲載されているのかが非常にわかりにくい、検索機能がない、いつまで経っても最初の画面の古い情報が整理されない、何と言ってもデザインがナッテイナイ・・・、など問題だらけでした。誰にでも感心を持たれやすい、一度訪れた人は必ずリピータになってくれる、ダム問題で共に歩もうとする方が増える、そして専門的要求にも応えることができる・・・・、たくさんの想いを実現するホームページにします。

閲覧者と水源連の双方向性のホームページの誕生をご期待ください。

国交省 HP より

●ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案

目的

ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる地域等のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものについて、特別の措置を講ずることにより、その振興を図り、もってその住民の生活の安定及び福祉の向上に資する。

特定地域振興基本方針

（国土交通大臣が作成）

①特定地域の振興の意義及び方向に関する事項
②特定地域の指定に関する事項
③特定地域振興計画の作成について指針となるべき事項（※）
※非移転者の生活環境の整備に配慮するものとする。
④その他特定地域の振興のため必要な事項

特定地域の指定

（都道府県の申出により国土交通大臣が指定）

ダム事業（治水機能を有する国等が事業主体であるダム事業）の廃止等に伴い水没しないこととなる土地の区域及びその周辺の地域のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要があるものを特定地域として指定する。

特定地域振興計画

（都道府県が作成）

① 特定地域の振興に関する基本的な方針
② 公共施設及び公益的施設の整備に関する事項
③ 農林水産業その他の産業の振興に関する事項
④ 既買収地の利用に関する事項
⑤ 財産の処分の制限に係る承認手続の特例に係る事項
⑥ その他特定地域の振興に関し必要な事項

※非移転者の生活環境の整備に配慮するものとする。

意見を反映させるために必要な措置 ⇄ 住民

協議 ⇄

特定地域振興協議会

（都道府県が組織）

・都道府県
・関係市町村
・事業実施予定者
・ダム事業者
・その他密接な関係を有する者　等

特定地域振興計画に基づく特例措置

1）既買収地の利用及び活用に関する特例

①地方公共団体への無償譲与【国有財産法の特例】
②地方公共団体及び買収当時の所有者等への優先売却

2）その他の地域振興に資する特例

③財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
【補助金等適正化法の特例】
④ダム事業で整備した地すべり防止施設に関する手続の簡素化
【地すべり等防止法の特例】
⑤ダム事業で整備した急傾斜地崩壊防止施設に関する手続の簡素化
【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例】

国の補助

○ 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が特定地域振興計画に基づいて行う事業の実施に要する費用の一部を補助
※ 社会資本整備総合交付金等の事業の特性に応じた使い勝手の良い交付金等を活用
○ 補助金の交付に当たっては、特定地域振興計画に基づいて行う事業の円滑な実施に関し、適切な配慮をするものとする。

地方債についての配慮

○ 地方公共団体が特定地域振興計画を達成するために行う事業に係る地方債について配慮
※公的資金の配分や過疎地域における過疎債の活用

国は、都道府県知事によるダム事業の廃止等に伴う地域の振興のために必要な支援に努める。

石木ダム事業に関する報告
～特に「国交省から長崎県への通知」について～

1. 経緯-その１

去る4月26日の「第22回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、私たちの傍聴希望を国交省職員による厚い人壁で妨害するという信じがたい状況の中で開催されました。2月22日の対応は傍聴拒否→流会でしたが、4月26日は傍聴者希望者を会議室に一歩も近づけさせずに「会議進行＝石木ダム推進決定」という前代未聞の強行でした。決して許すことはできません。

石木ダムは事業者の長崎県が土地収用の事業認定を九州地方整備局に申請しており、有識者会議がダム推進の検証報告を追認して国土交通大臣がそれに沿った方針を決定すれば、九州地方整備局はそれを受けて事業認定処分を行い、反対地権者には強制収用がかけられることになります。だからこそ、地権者は故郷を奪われることにつながる有識者会議の審議の行方を見守りたいと、必死の思いで傍聴を求めたのですが、国土交通省および有識者会議は強権を持ってその願いを踏みにじりました。

職員の壁で守られた中で開催された有識者会議は、長崎県の石木ダム、岐阜県の内ヶ谷ダム、大阪府の安威川ダム等について、「事業者からの報告について、『中間とりまとめ』に即した検証検討が行われているものと認める。」「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する。」（議事要旨）との審議結果をまとめました。

この審議結果に基づき、国土交通大臣は６月１１日に「内ヶ谷ダム、安威川ダム、石木ダム、儀間川総合開発事業（タイ原ダム）に関する国土交通省の対応方針について」を下記のように発表しました。

> 本日、ダム事業の検証に関して、別紙のとおり内ヶ谷ダム、安威川ダム、石木ダム、儀間川総合開発事業（タイ原ダム）について国土交通省の対応方針を決定いたしましたのでお知らせします。
>
> なお、本件に関する事業評価については、「水管理・国土保全局関係事業における事業評価について」
> （http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h23.html）により、別途公表するとともに、石木ダムについてはあわせて長崎県に「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知します。

ここで重要なのは“石木ダムについては長崎県に「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知します。”という一文です。

2. 石木ダム等に関する国土交通省の対応方針の問題点

有識者会議の審議は、「中間とりまとめ」に即して検証が行われているかを見るだけです。

4月26日の会議ではＳ委員がこのことを重視し、「石木ダムについて、評価軸『実現性』の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について記載されておらず、『中間とりまとめ』に沿っていないのではないか」、「石木ダムについて、平成28年に完成という工程が示されているが、実現性を踏まえているか疑問だ。」と述べ、長崎県の石木ダム検証報告は上記の判断基準をみたしていないことを明確に指摘しました。Ｓ委員の上記の意見が石木ダムの是非を判断する上で最重要項目であることを会議で否定することができなかったからこそ、有識者会議の意見として上述の「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する。」が付帯されました。国土交通大臣にはこの付帯意見とその意味を最重視して判断することが求められていました。

6月11日に発表した国土交通省の石木ダムの対応方針は、少なくとも「地元の方々の同意が得られるまで国土交通省の方針を保留する」とされるべきでした。

3. 「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」は国土交通大臣の意思

2012 年 6 月 27 日、社民党　中島隆利衆議院議員・吉田忠智参議院議員同席のもと、私たちは「長崎県への通知」に関して国土交通省に要請を行いました。国土交通省の対応者は、森北佳昭　治水課長と泊　宏　河川計画調整室長でした。水源連からの要請書は別掲します。

主な質疑応答を下に記します。

2012 年 6 月 27 日ヒアリング　主な質疑応答

- 質問：国土交通大臣から長崎県知事への通知文書は国土交通大臣の意思であると解してよいか。

  答：　国土交通大臣の意思が入ったものである。
- 質問：　国土交通大臣の通知についてあとのフォローをどうするのか。

  答：　新聞報道によれば、県は地域の理解に向けては誠心誠意努力すると述べているので、国土交通省としては見守っていく。通知を出したから終わりということではない。
- 質問：　もし長崎県が通知を無視して、地元の理解を得る努力をせずに強行した場合はどうするのか。

  答：　仮定の話には答えられない。
- 質問：　長崎県が事業推進のための補助金の増額申請をしたときに、長崎県の姿勢が通知とは異なると判断された場合はどうするのか。

  答：　仮定の話には答えられないが、国土交通省としては長崎県の姿勢を見守っていく。
- 質問：　九州地方整備局に通知を知らせたのか。

  答：　参考として送った。送り先は河川部であると思う。
- 質問：　九州地方整備局の事業認定官に知らせたのか。事業認定申請取下げを長崎県に勧告するように九州地方整備局に求めてほしい。

  答：　事業認定庁は同じ国土交通省であっても、別人格なので、河川の方から通知することはない。国交省の通知の対象は長崎県である。事業認定申請の取扱いについても河川の方から言うことはない。

6月27日の質疑応答で、九州地方整備局の事業認定官に本省からの直接の指示は出されていないことが分かりましたが、長崎県への通知は国土交通大臣の意思であることから、事業認定庁である九州地方整備局は当然、国土交通大臣の意思に基づいた判断をしなければならないはずです。

4. 経緯-その２

６月21日、石木ダム建設絶対同盟・石木川まもり隊などの皆さんが九州地方整備局に赴いて、「長崎県への通知『地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する』を尊重してほしい。強制収用を背景にした話合いはあり得ない。事業認定申請を取下げた上でのゼロからの話合いでなければ理解はあり得ない。長崎県に対して石木ダム事業認定申請を取り下げるよう勧告してほしい」と要請しました（要請書　別掲）。九州地方整備局の対応は「勧告する立場にない」というものでした。

6月28日、水源連は石木川まもり隊などの皆さんと「事業認定申請取下げ」を求めるために、10時から石木ダム工事事務所で長崎県への要請、13時から佐世保市役所副市長室で佐世保市への要請を行いました。

熊本県の対応者は川内企画監でした。主な応答を以下に記します。

- 国交省から長崎県への国交省からの付帯意見は尊重する。
- 地元の皆さんの理解を得られるよう最大限務める。
- 事業認定申請は事業の公益性・必要性について判断の求めるもの。現在は強制収用を意図するものではない。事業認定審査過程においても任意の話合いは可能である。
- よって事業認定申請は取下げない。
- これからの事業の進行（事業凍結の解除）は話合いの状況を見て決める。

「事業認定申請と強制収用は別物であり、事業認定申請を取下げない。付帯意見を尊重するのはもちろん、地元から理解を得られるように最大限努力する」というのが長崎県の対応でした。

この対応は詭弁の一言に尽きます。

水源連から長崎県への要請書は別掲します。

佐世保市の対応者は河田副市長と田中水道局事業部長でした。

主な答弁を記します。

- 国交省から長崎県への国交省からの付帯意見は尊重する。
- 地元の皆さんの理解を得られるよう最大限務める。
- 佐世保市は今後の発展に向けて多くのことを企画している。
- 佐世保市は長崎県北部の中核都市。佐世保市の振興はこの地域の進展にとって重要。
- 水源対策として石木ダムが必要。
- 事業認定申請は事業の公益性・必要性について判断の求めるもの。現在は強制収用を意図するものではない。事業認定審査過程においても任意の話合いは可能である。
- よって事業認定申請は取下げない。
- これからの事業の進行（事業凍結の解除）は話合いの状況を見て決める。

こんなことでは地域の方々の理解を得ることが出来ないのは明らかです。

水源連から佐世保市への要請書は別掲します。

5. 九州地方整備局は事業認定をしてはならない。

熊本県と佐世保市への要請で明らかになったことは、

- 事業認定申請は「事業認定庁に客観的に公益性を判断してもらう」ためであるから取下げない。

- 理解を得るための話合いを持つ。
- 事業認定庁から「客観的な公益性」の判断が下りれば、話合いは進展する。

ということです。

すなわち、「『客観的な公益性』の判断が出たのであるから、土地を明け渡せ」という論法でしかありません。「土地・家屋提供に応じない 13 世帯は公益性に逆らう不届き者達」というレッテルを張って圧力をかけ、孤立化→屈服を目的とした事業認定申請であることが明白になりました。県と市から陰に陽に 13 世帯の皆さんに人権を蹂躙した「攻撃」が執拗に加えられることは必至のことです。

このようなやり方は国土交通大臣が長崎県への通知で求めた「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」と真っ向から対立するものです。

ダム予定地の居住地に対する収用裁決があった例として奈良県の大滝ダム（国営）と、岡山県の苫田ダム（国営）があります。大滝ダムの場合は村の中心部、399 戸を含め合計 475 世帯が移転を余儀無くされた事業で、熾烈な反対運動が長年継続された経緯があります。個別交渉では補償金額の上積み・移転時までの金利補償などといった悪辣な手法によって各戸落としにかかりました。このようなやり方にも屈しなかった 8 戸がやむなく収用裁決・明渡しとなり、代執行には至っていません。

苫田ダムの場合は長い反対運動があり、地元の奥津町はダム反対派の町長が当選し続けました。それに対して、国と岡山県は奥津町に対する補助金をカットして、町の予算を組めないように圧力をかけました（行政圧迫）。町長は次々と辞任を余儀なくされ、やがてダム容認派の町長になり、奥津町はダム計画を受け入れました。

さらに、岡山県は協力感謝金という違法ともいえる手段で水没予定地の住民の立ち退きを迫りました。「今年、移転に同意すれば、300 万円の協力感謝金を出す。来年ならば、その半分。再来年ならば無し」というものです。当時の 300 万円は今より価値のあるお金ですから、水没予定地の住民は動揺しました。そして、反対の意思が強固な住民にはその子弟や親戚、さらにはその職場まで手を伸ばして、子弟や親戚を通してダム反対の意思を翻意するように迫りました。それでも反対を貫く住民に対して中国地方建設局は土地収用法を適用しました。断固反対の意思を最後まで曲げることなく、家屋と土地を収用された世帯は 2 世帯でした。強制代執行時には住民は住居を離れていたので、流血事態は避けられました。

石木ダムの場合は 13 世帯の皆さんは命をかけても守り通す覚悟を決めています。自分達に全く関係ない他地域の水源用ダム事業のために 13 世帯もの強制収用（強制代執行）は日本には未だかつてありません。

九州地方整備局は事業認定が 13 世帯皆さんの故のない人権蹂躙の積重ねになること、最終的には流血事態に至ることが確実であることをしっかりと意識し、事業認定処分は避けなければなりません。

以上

6/27　水源連から国交大臣への要請書

２０１２年6月27日

国土交通大臣　羽田　雄一郎　様

水源開発問題全国連絡会
共同代表　　嶋津暉之
共同代表　　遠藤保男

石木ダム事業認定申請取り下げ勧告と、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の改組についての要請書

1. 経緯

去る4月26日の「第22回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、私たちの傍聴希望を国交省職員による厚い人壁で妨害するという信じがたい状況の中で開催されました。

石木ダムは事業者の長崎県が土地収用の事業認定を九州地方整備局に申請しており、有識者会議がダム推進の検証報告を追認して国土交通大臣がそれに沿った方針を決定すれば、九州地方整備局はそれを受けて事業認定処分を行い、反対地権者には強制収用がかけられることになります。だからこそ、地権者は故郷を奪われることにつながる有識者会議の審議の行方を見守りたいと、必死の思いで傍聴を求めたのですが、国土交通省および有識者会議は強権を持ってその願いを踏みにじりました。

職員の壁で守られた中で開催された有識者会議は、長崎県の石木ダム、岐阜県の内ヶ谷ダム、大阪府の安威川ダム等について、「事業者からの報告について、『中間とりまとめ』に即した検証検討が行われているものと認める。」「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する。」（議事要旨）との審議結果をまとめました。この審議結果に基づき、国土交通大臣は６月１１日に「内ヶ谷ダム、安威川ダム、石木ダム、儀間川総合開発事業（タイ原ダム）に関する国土交通省の対応方針について」を下記のように発表しました。

「水管理・国土保全局関係事業における事業評価について」は４事業とも「事業者からの報告

> 本日、ダム事業の検証に関して、別紙のとおり内ヶ谷ダム、安威川ダム、石木ダム、儀間川総合開発事業（タイ原ダム）について国土交通省の対応方針を決定いたしましたのでお知らせします。
>
> なお、本件に関する事業評価については、「水管理・国土保全局関係事業における事業評価について」
> （http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/seisaku_hyouka/gaiyou/hyouka/h23.html）により、別途公表するとともに、石木ダムについてはあわせて長崎県に「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知します。

をそのまま認める」というものでした。

石木ダムについては下記のとおりです。

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、全ての目的で現計画案（石木ダム案）が優位であり、総合的な評価として、現計画案（石木ダム案）が優位としている検討主体の対応方針「継続」は妥当であると考えられる。」

2. 石木ダム等に関する国土交通省の対応方針の問題点

有識者会議では何よりもまず、石木ダム等についてダム建設の必要性が治水面および利水面で本当にあるのかが徹底的に審議されなければなりません。ところが、有識者会議では必要性についての審議は皆無に近く、「ダムによらない治水のあり方」を追求するという有識者会議の設置目的は消滅してしまいました。

有識者会議の審議は、「中間とりまとめ」に即して検証が行われているかを見るだけです。ところが、今回の石木ダムの審議ではその唯一の判断基準も危うくしてしまいました。

当日の会議ではＳ委員がこのことを重視し、「石木ダムについて、評価軸『実現性』の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」について記載されておらず、『中間とりまとめ』に沿っていないのではないか。」、「石木ダムについて、平成28年に完成という工程が示されているが、実現性を踏まえているか疑問だ。」と述べ、長崎県の石木ダム検証報告は上記の判断基準をみたしていないことを明確に指摘しました。これに対して、座長は「今まで、全国のダムを検証してきたが、共通の考え方が整ったものばかりではなかったと思う。」と述べ、その唯一の判断基準をも否定してしまいした。このように判断基準さえもあいまいにしてしまう有識者会議の審議に何の意味があるのでしょうか。

Ｓ委員の上記の意見が石木ダムの是非を判断する上で最重要項目であることを会議で否定することができなかったからこそ、有識者会議の意見として上述の「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する。」が付帯されました。国土交通大臣にはこの付帯意見とその意味を最重視して判断することが求められていました。

11日に発表した「水管理・国土保全局関係事業における事業評価について」で石木ダムは、少なくとも「地元の方々の同意が得られるまで国土交通省の方針を保留する」とされるべきでした。

以上のことを踏まえ、国土交通大臣として下記の要請事項を検討されるよう要請いたします。

3. 要請事項

1） 事業検証審査会の設置

「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は“「できるだけダムに依存しない治水」への転換”という本来の設置目的を失い、ダム事業者の検証検討報告をただ追認するだけの機関に堕しています。

このように目的を失った現在の有識者会議を解散し、ダム事業者の検証検討報告を“「できるだけダムに依存しない治水・利水」への転換”という視点で正しく審査する「事業検証審査会」を設置することを提案いたします。

✧ 「事業検証審査会」

１：ダム検証の目的が「『できるだけダムにたよらない治水・利水』への政策転換を進め

る」ことを審査の基本的な前提とする。

２： 委員構成としては、「できるだけダムにたよらない治水・利水」を目指すものであるから、ダム懐疑派の委員が半数を占めるようにする。

３：当該ダム事業の問題点を正しく把握するために、当該ダム事業への問題提起者の意見を聴いた上で審査を行う。

４：審査会の会議は全面公開の場で行う。

2） 事業認定申請取り下げを長崎県へ勧告するよう、九州地方整備局に指示すること。

国交省は石木ダムについての方針は、少なくとも「地元の方々の同意が得られるまで国土交通省の方針を保留する」とされるべきでした。

今回、国土交通省が長崎県に出した通知、「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」では土地収用の事業認定申請を九州地方整備局で受理している国土交通省の判断としては不明瞭すぎます。長崎県に対して「強制収用を法的に可能にする事業認定申請を取り下げて、地域の方々の理解を得られる努力が不足しているので、先ずはそれに努めること」という主旨の勧告をするよう、九州地方整備局に指示することを要請いたします。

以上

6/21 **石木ダム建設絶対反対同盟等提出 九州地方整備局への要請書**

２０１２年6月 12 日

国土交通省
九州地方整備局長　○○　○○　様

石木ダム建設絶対反対同盟
ダムからふるさとを守る会
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会
水問題を考える市民の会
石木川まもり隊

事業認定手続を再開せず、長崎県及び佐世保市に対し、
当該申請を取り下げるよう勧告することを要請します

国土交通大臣は６月１１日、有識者会議の判断を踏まえ、石木ダム事業について「補助金交付を継続」とする対応方針を決定しました。あわせて長崎県に対して「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知しました。

２００９年９月、政権交代が起き民主党連立政権が誕生しました。前原誠司国土交通大臣（当時）は、

全国の１４３のダム事業について、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき「ダムの再検証」を行うため、同年１２月３日、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を設置しました。
このような中で、２００９年１１月９日、長崎県及び佐世保市は事業認定の申請を行いました。「申請書の公告・縦覧」「利害関係人らの意見書提出」「公聴会の請求」などの手続きを終了したところで事業認定の手続きは進行が中断し、２年半が経過しました。
新政権はダムの再検証を行おうとしており、事業認定の申請をする政治情勢ではありませんでした。それにもかかわらず、長崎県は２００９年度から８年間でダム事業の完了を目標とする工程案を２００８年７月に公表し、準備を進めていたことから、立ち止まることなく申請を強行しました。行き着くところに強制収用があることをひた隠しにし、「話し合いの促進のための事業認定申請」と称した、当初から問題のある事業認定申請でした。
今回の国土交通大臣の対応方針には「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」との意見が付されており、それは地元の方々の理解を得ないまま、強権的に事業を推進しないことを求めたものです。この国土交通大臣の付帯意見を踏まえれば、土地収用法の最終目的である強制収用に向けた事業認定の手続きを再開するようなことはあってはなりません。
中断された事業認定手続きを再開することは、別紙理由書に記載する基本的な問題がありますので、その手続きを取りやめるべきです。
事業認定手続きを再開せず、長崎県及び佐世保市に対し、当該申請を取り下げるよう勧告することを要請します。

（別紙）
理　由　書
１．土地収用法第１７条第３項違反の疑い
本条項に、「国土交通大臣は、…事業認定申請書を受理した日から三月以内に、事業の認定に関する処分を行うように努めなければならない。」とあります。
　この規定は、いわゆる「努力規定」と言われるもので、これに違反しても事業認定に関する処分の効力になんらの消長をきたすものではない、とされています。事案によっては３か月で処分を行うのは困難な事情があることを考慮して「努力規定」とされているもので、このことには合理性が認められます。
　一般的に、行政手続に係る申請は、対立当事者は存在せず、申請者と行政庁の関係で処理されます。行政庁に一定の努力義務を課し、処分が遅滞することがないように努め、もって申請者の利益が確保されるようにすることは当然です。
　ところで、事業認定申請の前提には、起業者と土地所有者等との間に抜きがたい対立関係が存在します。法第１７条第３項の適用・不適用を考えるに当たっては、一方の地権者の存在を無視し、地権者の利益をまったく考慮しない態度は許されないと考えるべきです。
　石木ダム建設事業は、正式に認可された１９７２年から既に４０年が、その前史をも通算すると実に半世紀を超える時間が経過していますが、今なお本体着工には至っておらず、その見通しもまったくありません。ダム反対の地権者は、石木ダム建設絶対反対同盟のもとに団結し絶対反対を貫いています。
土地収用法にもとづく事業認定申請は、強権の刃を剥き出しにして地権者に襲いかかる不正義かつ反

人道的な所為です。このために、以前にも増して、地権者の普通の暮らしに緊張をもたらし、目に見えない苦しみを与え続けています。それがこの２年半という長い時間でした。長崎県及び佐世保市は、そのことを知りながら、それを利用する目的で事業認定の申請を行いました。
行政手続が遅滞なく処理されなければならないのは、何も申請者の利益のためだけにあるのではありません。恫喝にも似た事業認定申請が、法第１７条第３項が予定しない事情によって手続きの進行が中断したとしても、その不利益を地権者に継続して与えている状況は同条項の趣旨に照らし、もはや“違法状態”に達していると言えなくもありません。この“違法状態”は直ちに解消される必要があります。手続きの進行を再開することがあってはなりません。
２．大きく変わった事実関係
２００９年１１月９日、長崎県及び佐世保市は共同して、事業認定庁である九州地方整備局に土地収用法にもとづく事業認定の申請を行いました。事業認定申請書の必要的添付書類として「事業計画書」があります。この計画書１の（１）のハ)「水道用水計画」の項（１７頁）によると、平成１８年度現在における実績値をもとに平成２９年度の給水人口や一日最大給水量を予測しています。しかし、これらの数値は、平成の大合併により吸収合併された周辺５町を含んだ数値です。石木ダムを考えるとき、合併前の旧佐世保地区で検討されるべきなのに、ここには意図的なごまかしがあります。１８頁の「佐世保市の水需要と給水計画」のグラフも曖昧な数値で分かりづらく、平成２９年度の過大な水需要予測をもとに石木ダムの必要性を強調するのは単に“必要神話”にすがりついているだけです。
　要するに、旧佐世保地区でみていくと、平成１９年度から同２３年度の実績値は一日平均配水量も一日最大配水量も減少を続け、今後とも凹凸はあるものの長期的には水需要は確実に減少していくことは今や誰の目にも明らかです。加えて、人口の減少は深刻です。九州経済調査協会が本年１月にまとめた２０３５年の長崎県の人口は、２０１０年の国勢調査結果の３割（約３９万人）減と推計しています。この５年間の配水量の減少と将来の人口減少を考慮に入れていない「水道用水計画」はこの２年半の経過のなかで完全に破綻してしまいました。このことは、石木ダムは事業の公益性がない、ムダなダムだということです。
公益性がない事業のために土地を強制的に取得することはあってはなりません。この事実を無視あるいは否定して事業の認定がなされると、その処分は違法であるとされ、裁判で取り消される可能性があります。
事業認定手続きは進めるべきではありません。
３．もともと無理筋の事業認定申請
長崎県及び佐世保市は、２００９年９月の政権交代後、国が「できるだけダムにたよらない治水へ」の政策転換を打ち出したこと、及び補助ダムについて国としても必要性の検証を加えていこうとしていることを十分知りながら、同年１１月９日、事業認定の申請を強行したという経緯があります。このときは、申請を思い止まり、国が行うダムの再検証の結果を待つべきでした。申請後、「公告・縦覧」「利害関係人の意見書提出」「公聴会の請求」と所定の手続きが進められる一方で、１２月３日、第１回有識者会議が開催され、翌年秋を目標とした検討が開始されたことから、貴局は、事業認定の手続きを中断したのでした。この時点で申請者に対し、申請の撤回（取り下げ）を促しておれば、今日この問題はありませんでした。貴局の対応に問題があったと言わざるを得ません。
　今からでも遅くはありません。長崎県及び佐世保市に対し、無理筋だった事業認定申請の速やかな撤回（取り下げ）を勧告すべきです。
４．付帯意見の意味するもの

６月１１日、国土交通省は、石木ダムに関し、「継続」とする対応方針を決定したが、あわせて長崎県に対し「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨の付帯意見を付けました。付帯意見の意味するものは、「強制収用は許されませんよ」であり、「地域の方々の理解を得る」ために「とことん話し合いなさい」ということです。

長崎県及び佐世保市がとってきたこれまでのやり方、すなわち事業認定申請→強制収用という土地収用法の究極の強権を振りかざして脅しながら、口では「話し合いによる理解と協力を得ていく」という欺瞞的な説明、このような手法が否定されたのだと受け止めるべきです。

長崎県及び佐世保市は、現に継続中の事業認定申請をいったん取り下げた上で、「地域の方々の理解が得られるように」誠実な話し合いをしていく以外にありません。それでもなお、高い公益性があるというのならば、再度、新たな事業認定の申請をすることはできるのですから。

ひとえに貴局の賢明なる指導如何にかかっています。

５．再評価委員会

平成１９年度から５年目に当たる本年度は、佐世保市水道水源整備事業（石木ダム建設事業）に関する事業の「再評価」が、厚生労働省健康局長通達「水道整備事業の評価の実施について」に基づき実施されます。

前回の平成１９年度再評価委員会は、平成１９年１２月２５日、「事業着手以来３０年が経過しており、今後、進捗のないまま年を重ねるにも限度があり、どこかの時点で実現の可能性を判断し、場合によっては別の道を探る必要がある」との意見を付記した答申を行いました。この答申を受けて朝長佐世保市長は、平成２０年２月２１日、「これを重要な意見と捉え、今後の進捗状況を見ながら、十分な検討を行う」の文言が入った再評価の結果報告を厚生労働大臣に行いました。

であったにもかかわらず、金子長崎県知事（当時）が、平成２０年７月２３日、平成２１年度から同２８年度末まで８年間でのダム事業完了を目標とする工程案を公表していたことから、金子知事及び朝長市長はともに、石木ダム建設にのめり込んで行くようになりました。

今年度に実施される再評価委員会の主要な論点は、水需要予測の正否に尽きます。平成１９年度再評価委員会は、平成１８年度までの実績値に基づいて平成２９年度の水需要を予測し、ダムの必要性ありとして「事業継続」を了承しました。しかし、その後、平成１９年度から同２３年度までの一日平均給水量、一日最大給水量のいずれも確実に減少傾向を示しています。さらに人口減少が確実に予測されており、これらの事実をも踏まえた再評価が行われると、石木ダム建設の必要性が否定され、石木ダム建設事業の「中止」が決定される可能性は高いと考えられます。

以上のことを踏まえれば、貴局がとるべき道は、凍結中の事業認定手続きを前へ進めることではなく、長崎県及び佐世保市に対し、事業認定申請を取り下げるよう勧告することです。

（以上）

6/28　水源連提出　長崎県への要請書

２０１２年6月２８日

長崎県知事　中村　法道　様

水源開発問題全国連絡会
共同代表　嶋津暉之
共同代表　遠藤保男

事業認定申請を取り下げるよう要請します

国土交通大臣は６月１１日、有識者会議の判断を踏まえ、石木ダム事業について「補助金交付を継続」とする対応方針を決定しました。あわせて長崎県に対して「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知しました。

この通知は極めて異例なものであって石木ダム事業への対応方針の大前提と解すべきものです。

貴職は今後の石木ダム事業にあたり、この通知を厳粛に受け止めなければなりません。それは、地域の方々の理解が得られるまで事業の推進を凍結することです。

理解が得られるまで凍結とは、強権的に事業を推進することを企図した事業認定申請を取り下げることに他なりません。よって、

水源開発問題全国連絡会は貴職に、

事業認定申請の取り下げ　を求めます。

理由

石木ダム建設予定地には 13 世帯の地権者が何代にもわたって居住しています。13 世帯は「石木ダム建設絶対同盟」を結成して、「この素晴らしい土地を全く無駄な石木ダム建設のために絶対に明け渡さない」と 40 年以上、絶対反対の姿勢を貫いています。そして、「石木ダム建設を前提とした話し合いに応じる必要はない。原点に帰ってゼロからの話し合いには応じる」という意思を長崎県に明確に伝えています。

この地元の意思を無視して、長崎県と佐世保市は事業認定申請を 2009 年 11 月に九州地方整備局に行いました。その後、国交大臣からの要請があって、石木ダム事業の検証がはじめられたことにより、事業認定手続きは、「申請書の公告・縦覧」「利害関係人らの意見書提出」などの初期の手続きを終ったところで現在まで凍結されています。

長崎県は石木ダム事業の検証検討結果を 2011 年 7 月に国交省に提出しました。国交省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は 2012 年 2 月 22 日に予定していた会議を、傍聴希望を拒否するため、流会にしたあと、4 月 26 日に再度会議を開き、石木ダム等の 4 ダムについて審議しました。この会議では傍聴希望者を徹底的に排除しました。

この有識者会議で或る委員が長崎県の検証検討報告に重大な問題があることを指摘しました。

石木ダムの実現性の問題です。議事録を見ると、

「『平成 28 年度完成を目標としている。』が、地権者からの理解が必要とされている。その見通

しはどうなのか」という指摘です。事務局がこれに答えることができず、その委員は「理解をえられる見通しが全くないのではないか。それなのに完成目標年度を平成 28 年度としていることに根拠がない。このような検証は有識者会議の中間とりまとめに沿っているとは言えない」と、異論を提起しました。

有識者会議の中川座長は、審議対象の 4 ダムについて「基本的には『中間とりまとめ』で示した、共通的な考え方に沿って検討されている」とまとめようとしましたが、問題を提起した委員は「長崎県は違いますよ、分けてください。共通の考えでやっているということを私は認めておりません。長崎県は共通の考え方から外れていると思います。」と強く異論を唱えました。

若干の論議の結果、石木ダムも「『中間とりまとめ』に示した考えに沿って検討された」とするものの、「なお石木ダムに関しては、その事業に関してさまざまな意見がある、そういうことにかんがみて、地域の方々の理解が得られるよう努力を続けていくことを希望する。」との意見を明記することになりました。

石木ダムの検証検討報告で看過できない問題は、長崎県が「すでに土地収用法に基づく事業認定申請を九州地方整備局に提出している」ことを報告書に記載しなかったことです。意図的な事実隠しです。有識者会議の多くの委員は、強制収用のための事業認定申請が出されていることが分かっていれば、強制収用につながりかねない石木ダムの審議をもっと慎重にしなければならないと考えたに違いありません。それを避けるために長崎県は事業認定申請の事実を委員に伝えようとしなかったのです。

しかし、それでも、委員が強い異論を提起したことにより、上記の意見が有識者会議のまとめに明記されました。

この有識者会議の意見を受けて、今回、国土交通大臣は長崎県に対して対応方針を伝えるにあたり、「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」との意見を通知しました。

長崎県が国土交通大臣の意見を無視して、九州地方整備局に対して事業認定手続きの再開を求めることは断じて許されません。国土交通大臣の意見を重く受け止め、何よりもまず、地元の方々の理解を得るために最大限の努力をしなければなりません。

6/28　水源連提出　佐世保市への要請書

２０１２年6月２８日

佐世保市長　朝長則男　様

水源開発問題全国連絡会
共同代表　嶋津暉之
共同代表　遠藤保男

事業認定申請を取り下げるよう要請します

国土交通大臣は６月１１日、有識者会議の判断を踏まえ、石木ダム事業について「補助金交付を継続」とする対応方針を決定しました。あわせて長崎県に対して「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」旨を通知しました。

この通知は極めて異例なものであって石木ダム事業への対応方針の大前提と解すべきものです。

貴職は今後の石木ダム事業にあたり、この通知を厳粛に受け止めなければなりません。それは、地域の方々の理解が得られるまで事業の推進を凍結することです。

理解が得られるまで凍結とは、強権的に事業を推進することを企図した事業認定申請を取り下げることに他なりません。よって、

水源開発問題全国連絡会は貴職に、

事業認定申請の取り下げ　を求めます。

理由

１:「石木ダムに関しては、事業に関して様々な意見があることに鑑み、地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」国土交通大臣からの通知の意味

石木ダム建設予定地には 13 世帯の地権者が何代にもわたって居住しています。13 世帯は「石木ダム建設絶対同盟」を結成して、「この素晴らしい土地を全く無駄な石木ダム建設のために絶対に明け渡さない」と 40 年以上、絶対反対の姿勢を貫いています。そして、「石木ダム建設を前提とした話し合いに応じる必要はない。原点に帰ってゼロからの話し合いには応じる」という意思を長崎県に明確に伝えています。

この地元の意思を無視して、長崎県と佐世保市は事業認定申請を 2009 年 11 月に九州地方整備局に行いました。その後、国交大臣からの要請があって、石木ダム事業の検証がはじめられたことにより、事業認定手続きは、「申請書の公告・縦覧」「利害関係人らの意見書提出」などの初期の手続きを終ったところで現在まで凍結されています。

長崎県は石木ダム事業の検証検討結果を 2011 年 7 月に国交省に提出しました。国交省の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は 2012 年 2 月 22 日に予定していた会議を、傍聴希望を拒否するため、流会にしたあと、4 月 26 日に再度会議を開き、石木ダム等の 4 ダムについて審

議しました。この会議では傍聴希望者を徹底的に排除しました。

この有識者会議で或る委員が長崎県の検証検討報告に重大な問題があることを指摘しました。

石木ダムの実現性の問題です。議事録を見ると、

「『平成 28 年度完成を目標としている。』が、地権者からの理解が必要とされている。その見通しはどうなのか」という指摘です。事務局がこれに答えることができず、委員は「理解をえられる見通しが全くないのではないか。それなのに完成目標年度を平成 28 年度としていることに根拠がない。このような検証は有識者会議の中間とりまとめに沿っているとは言えない」と、異論を提起しました。

有識者会議の中川座長は、審議対象の 4 ダムについて「基本的には『中間とりまとめ』で示した、共通的な考え方に沿って検討されている」とまとめようとしましたが、問題を提起した委員は「長崎県は違いますよ、分けてください。共通の考えでやっているということを私は認めておりません。長崎県は共通の考え方から外れていると思います。」と強く異論を唱えました。

若干の論議の結果、石木ダムも「『中間とりまとめ』に示した考えに沿って検討された」とするものの、「なお石木ダムに関しては、その事業に関してさまざまな意見がある、そういうことにかんがみて、地域の方々の理解が得られるよう努力を続けていくことを希望する。」との意見を明記することになりました。

石木ダムの検証検討報告で看過できない問題は、長崎県が「すでに土地収用法に基づく事業認定申請を九州地方整備局に提出している」ことを報告書に記載しなかったことです。これは意図的な事実隠しです。有識者会議の多くの委員は、強制収用のための事業認定申請が出されていることが分かっていれば、強制収用につながりかねない石木ダムの審議をもっと慎重にしなければならないと考えたに違いありません。それを避けるために長崎県は事業認定申請の事実を委員に伝えようとしなかったのです。

しかし、それでも、委員が強い異論を提起したことにより、上記の意見が有識者会議のまとめに明記されました。

この有識者会議の意見を受けて、今回、国土交通大臣は長崎県に対して対応方針を伝えるにあたり、「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」との意見を通知しました。

佐世保市が国土交通大臣の意見を無視して、九州地方整備局に対して事業認定手続きの再開を求めることは断じて許されません。国土交通大臣の意見を重く受け止め、何よりもまず、地元の方々の理解を得るために最大限の努力をしなければなりません。

２：事業認定による手続きとは、土地収用法に基づく強制収用の道を開くことを意味します。

2012 年 6 月 19 日の佐世保市議会議事録によりますと、貴職は山下千秋議員と質疑応答を行っています。

（１）質疑の内容。

山下議員：

石木ダム建設問題です。国は、正式に事業継続という決定を行いました。あわせて、地域の協力を得る努力を希望するという異例の附帯意見をつけました。市長は、まず、この決定をどのように認識され、そしてまた、この決定の通知を受けて、どのように対応されようとしているのか。中断している付け替え工事をどうされるのか。また、中断している事業認定について、九州地方

整備局はどうしようとしているのか。その見通しについてお答えください。

朝長市長：

私としましては、市民の皆様に、平成6年の大渇水のような辛い思いを二度とさせてはならないとの強い決意のもと、水の安定供給は勿論、本市の重要施策と位置づけております「企業立地」、「観光振興」、「東アジアとの国際戦略」の推進のためにも、また、基地が所在するという本市の特殊性をかんがみましても、石木ダムを何としても実現させなければならないと考えております。

したがいまして、今後も引き続き、建設に御同意をいただけていない地権者の方々にご理解をいただけるよう努めることが重要であると考えており、今後ともあらゆる機会をとらえて話し合いが継続されるよう努力を続けていく所存であります。

まずは、現在中断しておりますつけかえ道路等への取り組みにつきましては、事業主体である県において、適時適切に判断されるものと考えております。

また、事業認定につきましては、県と市の連名で平成21年11月に申請しており、事業認定庁においては、申請図書の受付後、申請図書の公告・縦覧を行ったところで手続が進んでおりません。今後、具体的にどのように進むのかについて、事業認定庁からは具体的なお話をいただけておりませんが、この検証結果を受け、公聴会や社会資本整備審議会が開催されるものと考えております。

私どもが申請して、もうかれこれ2年半も経過しておりますので、事業認定庁に対しましては、早急に作業を進めていただけるよう、お願いをしなければならないと考えております。いずれにしましても、事業認定の手続が進む中で、地権者の方々と話し合いが促進することで、事業促進を図る環境が整うものと考えております。

（２）国土交通大臣の通知を無視する市長発言

朝長市長の発言「事業認定の手続が進む中で、地権者の方々と話し合いが促進することで、事業促進を図る環境が整うものと考えております。」は、国土交通大臣から長崎県への通知意見「地域の方々の理解が得られるよう努力することを希望する」を無視するものであって、きわめて問題です。

事業認定による手続きとは、土地収用法に基づく強制収用の道を開くことを意味します。市長が言っていることは、「土地明け渡しの話し合いに応じなさい。そうしないと、強制収用をかけますよ」という脅し以外の何ものでもありません。脅しを突き付けての話し合いの強制がどうして、国土交通大臣が通知で求めた「地域の方々の理解が得られるよう努力する」ことに当たるのでしょうか。両者はまったく異質なものです。

朝長市長が国土交通大臣の通知を真摯に受け止め、この議会発言を撤回することを求めます。

原発廃止の暑い夏の戦い

水源連原発担当事務局員　氏家雅仁

記事のはじめに水源連関係の皆様にお願いします。2030 年における原発比率を決める３つの選択肢を中心としたパブリックコメントを政府の国家戦略室が募集しています。期限は 8 月 12 日午後６時まで。様々な問題を抱えているパブコメの実施ですが、国民的な投票と位置づけ、まずは【原発ゼロシナリオを支持します】と最初に書いて、そのあとに簡単にあるいは長い自分の意見を書いてください。ゼロシナリオ支持を明記しないと、脱原発や、即時原発廃炉と書いても、姑息な政府の分類でその他に分類される危険性が高いです。同封のチラシの裏がファックス送信用紙で、ＨＰや郵送でも送付できます。

今年も暑い夏がやってきたが、いつもの暑さとはちょっと違う。7 月に入って立て続けに重要な原発問題の動きが目白押しなのだ。

大飯原発再稼働の大きな反対運動と平行して原子力規制委員会設置法が 6 月 20 日に可決成立した。その直後、エネルギー選択肢の国民的議論が 7 月 2 日にスタートし、5 日には国会福島原発事故調査委員会の報告書と提言が発表された。さらに、20 日には、原子力規制委員会の 5 人の人選案が事前に漏れ報道されている。

これらすべての動きに一貫して垣間見えるのは、脱原発依存に向かうはずだった日本政府が原発存続に大きく舵を切る姿勢で、市民運動側もヒートアップしている。

水源連は、全国の河川開発反対運動・ダム開発反対運動のネットワークだが、福島原発事故以降、原発運動の担当を置き、積極的に反原発運動に参加している。

昨年４月、できる限り多くの市民団体・NGO が協力しなければ、原発事故の被害最小化と脱原発はおぼつかないと言うことから、首都圏を中心に６０以上の団体がネットワークを作り、e シフト：脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会を結成して、活発に活動している。e シフトには、水源連事務局や水源連 ML で了解をいただいた上で、水源連原発担当事務局員を派遣し、ダム反対運動における河川法の公聴会規定や有識者会議における恣意的運営などの経験を生かしながら活動している。

当初は、原発の代替電源として発電ダムの議論が不適切に出てこないか見守る目的もりあったが、今のところ水力については小規模水力発電や既設の揚水発電ダムの有効活用議論が出る程度。新規ダム開発につながるような話は出てきていない。

東京においては、水源連主催の集会に原発で活動する団体から協力を得て、相互に協力しながら進めている。これまでに e シフトが行った数多くの声明、要請書、署名に、水源連も賛同団体として名前を連ねて来た。e シフトのＨＰ http://e-shift.org/　に記載されている数多くの声明・要請のほとんどに、水源連は名前を連ねており、特に、原子力規制委員会関連や国民的議論関係の発信文書は水源連事務局員が原稿執筆陣に加わっている。

１．大飯原発再稼働

大飯原発 3 号炉は市民の大きな反対行動が続いているにも関わらす､7 月 1 日に再稼働された｡昨年、菅直人元首相が定期点検中の原発の再稼働はストレステストに合格しなければならないことを決定した。ところが、原子力安全・保安院は、なんら根拠無くストレステストを１次と２次に分け、１次テストを合格すれば再稼働は可能として、３０項目の暫定安全基準を勝手に､たった二日間ででっち上げた。さらに、でっち上げた暫定安全基準をすべて満たさなくても再稼働は可能とした。その結果、原子炉内のガスを大気放出する時に放射能を取り除くためのベントフィルターや、津波対策の防潮堤、事故時の指令基地となる免震事務棟の建設など、過酷事故を防ぐために最低限必要な施設建設を３年後でかまわないとして、再稼働を強行した。

再稼働の直前には、大飯原発の重要施設直下にある破砕帯は活断層の可能性が極めて高いことが、東洋大学の渡辺満久教授（地形変動学）によって指摘されたが、関西電力が資料提出を拒んだため、保安院の地震津波意見聴取会で議論されることなく再稼働に至っている。その後、経産省は関西電力に対して活断層調査を命令したが、保安院は原子炉を停止しないままの調査を認めている。

２．全国に飛び火する金曜日の大飯原発再稼動抗議活動

過去１年、日本のマスコミは反原発のデモや集会をほとんどまともに報道してこなかった。このマスコミの状況を打ち破ったのが、毎週金曜日の午後６時から８時まで行われている首相官邸前の抗議活動だ。大飯原発再稼働直前に十万人を超える市民が自主的に集まり抗議を行い、大飯原発が再稼働しても抗議の波は衰えず、毎週十万人を超える人による抗議が続いている。この状況にまずテレビ朝日が大きく報道をはじめ、他のテレビ局も後追いで報道を始めた。7 月 16 日には代々木公園で１７万人が参加した、さよなら原発集会が開催された。２９日には国会大包囲が予定されており、安保闘争当時に近い様相を見せ始めている。水源連便りが届く前にその盛り上がりが報道されるだろう。

相次ぐ政府の原発存続政策が続く限り、市民の怒りに燃料が投下されつづけ、この抗議行動はおさまらない。警視庁による異様な過剰警備もあいまって市民の怒りはさらに拡大してゆくはずだ。

３．原子力規制委員会の委員はまたもや原子力ムラ支配となるのか？

原子力規制委員会設置法は 3 条委員会として、独立した権限が与えられている。よほどのことが無い限り、委員長や委員を罷免することは出来ない。3 条委員会となったため、強大な権限が 5 人の委員に集中することになる。規制委員会の元に置かれる原子炉審査専門委員会など、各種の審議・専門委員の人選ガイドラインから委員選び、原発再稼働の可否を決める新しい安全基準の設定、原子炉の 40 年廃炉や 20 年延長規定の是非、情報公開のガイドライン。あらゆる権限が 5 人の委員次第で決められてしまうことになり、委員の人選は今後の原子力規制を左右する重大な問題だ。

7 月 20 日、「原子力規制委員会」の 5 人（田中俊一氏、更田豊志氏、大島賢三氏、中村佳代子氏、島崎邦彦氏）の国会同意人事案が読売新聞と日経で報道された。報道のされ方がまったく不自然で、原子力ムラの官僚が世論を操作し、既成事実化を狙ったリークを行ったと疑われている。

新しい原子力規制委員会の設置は、「１．利用と規制の分離、２．原子力安全規制に対する国民の信頼を得る」の二つを大きな目的とし、その人選は「１．中立公正性　２．透明性の確保を徹底する」としていた。

ところが、政府は、原子力学会会長や原子力委員長代理として、原子力事業者と一緒になって原発を推進してきた田中俊一氏を規制委員会の委員長に横滑りさせるという提案をした。これは、「原子力ムラ」の中心人物に「規制」を担当させるもので、「利用と規制の一体化」に他ならず、「中立公正」でもなく、国会での法案審議の趣旨を踏みにじり、原子力安全行政に対して更なる国民の不信をもたらす人事案だ。

委員候補 5 人のうち 4 人までが原子力ムラそのもの、あるいはそのお目付け役である。これは野田政権が国民に対して示した、原発存続の宣戦布告ともいえる人選案で、絶対に認めることは出来ない。

規制委員長の候補とされる田中俊一氏は、(独)日本原子力研究開発機構（旧動燃）副理事長、原子力委員長代理、原子力学会会長を歴任。原子力委員会は原子力ムラとの秘密会議を原発事故後も続けてきた確信犯委員会。田中氏は、原子力ムラの村長の一人といっても良い中心人物である。副理事長である日本原子力研究開発機構は、政府の原発推進、核燃料サイクル推進の研究開発機関で、高速増殖炉「もんじゅ」の設置主体であり、田中氏は、規制される側の大物代表なのだ。

さらに、田中氏は、原子力損害賠償紛争審査会において、「政府が避難の基準としている 20mSV をゆるがすべきではない」として、最後まで自主的避難者に対しての賠償方針を策定しようとする能見会長に抵抗。審査会で決まったあとも、抗議文を読み上げ、福島の被害住民や、傍聴者の怒りをかった。住民の帰還基準を 20mSV と主張し、原研機構に除染利権をもたらし、自身は福島県除染アドバイザーに就任した。

他の委員候補も、本来規制される団体に所属する幹部が名を連ねる。

更田豊志氏は日本原子力研究開発機構の安全研究センター副センター長。福島第一原発事故後も原発推進を前提とした「原発の継続的改善」を主張。日本原子力研究開発機構は、安全規制対象の「もんじゅ」を運営する日本原子力研究開発機構の現役幹部を登用することは、実質的に欠格要件に該当する人事。

中村佳代子氏の所属する日本アイソトープ協会は医療用放射性廃棄物処理工場を運営し、最終処分場の設置を計画中。原子力安全規制の対象になる事業所の代表を規制委員に加えることは、実質的に欠格要件に該当する人事。

大島賢三氏は国連大使、JICA 副理事長・顧問を歴任した外務官僚。国会事故調査委員会では、他の委員の調査を妨害し、原発事故被害の矮小化を図った人物とのみ確認情報も出ている。原子力規制委員会に、そもそも官僚 OB は不適格。専門家でもない官僚 OB は、政府の意向を原子力委員会に反映させるためのお目付け役にすぎない。

４．原発比率の選択肢における国民的議論

昨年 7 月菅元首相は脱原発依存を宣言するとともに、将来の日本における原子力のあり方について、エネルギー基本計画を白紙から見直し、国民的議論の後に決定すると発表した。原発再稼働を遅らせたストレステストや 4 閣僚判断、国民的議論は、菅元首相の残してくれた大きな遺産なのだ。マスコミは４つ事故調査報告書を使って、菅元首相が事故直後の対応を混乱させたと責任追及に躍起となっているが、このバッシングは浜岡原発を停止させ脱原発に舵を切った原子力ムラの敵となった菅元首相への攻撃なのだ。

水源連も参加している e シフト（脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会）は、急遽 7 月 4 日に『原発ゼロ・パブコメの会』を組織して、一大キャンペーンに乗り出している。１０万通、期間が延長されれば 100 万通の原発ゼロのパブコメを集中し、政府の原発存続シナリオを挫折に追い込みたい。

エネルギー・環境会議が決定した「エネルギー環境に関する選択肢」は、2030 年時点の発電電力量における原発の割合を基準とした①ゼロシナリオ、②15 シナリオ、③20～25 シナリオの 3 つだ。

１） 脱原発依存を選択するには①ゼロシナリオしかありえない

脱原発を実現するためには、2030 年時点で 0%という選択だけでは不十分であり、できるだけ早期に０％を実現することが必要。今年の 5～6 月は、すでに原発 0%を実現した実績もあり。0%シナリオの中に、いますぐ原発 0%という選択があってしかるべきだ。しかし、政府が示した土俵には現在のゼロシナリオしかなく、これ以外の意見を書くと集計からはずされる恐れが強い。あえて、政府提案の３つの選択肢から選ぶとすれば、セロシナリオしかない。

②15 シナリオは原子炉の新規建設を可能とする原発温存シナリオで､既設の原発を減価償却が終了する 40 年間まで運転を続行し、電力会社、原子力産業界、財界が経済的な負担を回避するための原発温存シナリオにすぎない。③20～25 シナリオは新規原発を建設し続ける原発推進シナリオであり、論外。

政府は、３つの選択肢から、真ん中の中庸に見える②15 シナリオへ誘導していないか。日本の慣習では、意見が分かれたときに足して２で割る案を選択する、中庸の案を選択させ無難に決めるという文化があり、この３つのシナリオの提示は、国民の多くを真ん中の②15 シナリオへ誘導する、原発を続行するための恣意的な選択肢の提示に他ならない。

２）パブリックコメント、意見聴取会や討論型世論調査の期間が短すぎる

今回の「選択肢」には、内容面の問題だけではなく、決定までのプロセスにも問題がある。日本の原発依存脱却に向けた未来を決める重大な決定をするにも関わらず、6 月 29 日の提示からたった一ヶ月半でパブリックコメント募集を締め切り、短い期間での情報提供、意見聴取会や討論型世論調査などを一部の人たちだけで行って、来月には結論を出すという強行スケジュールだ。原発事故以降、多くの国民が脱原発の声をあげており、官邸前には毎週金曜日に 10 万人以上の人が集まってその意思表示をしている。今までになかったムーブメントも起きている中、たった 1 ヶ月半で“国民的議論”と呼ぶにはあまりにもお粗末なアリバイづくりだ。メディアなどを通じて十分な時間をかけて周知徹底し、議論を深め、民主的な決定をしていくことが不可欠である。

３）公正な情報提供が無ければ、意見徴収会や討論型世論調査の枠組みは不十分。

意見聴取や無作為抽出市民における討論型世論調査において、前提として説明される情報は大きな影響を及ぼす。福島原発事故において、被害住民が置かれている現状、被害額の大きさ、人が住めない汚染地域の出現、事故収束の方法やめどすら立たない原発事故、地震国日本における原発の危険性などに関しての情報を提供した上での議論を行わなければ、公平な国民的議論とはいえない。

４）国民的議論の実施方法について、市民の意見を反映させるべき
　ドイツでは、十数時間にわたる原発是非の討論をテレビ放送した上で、2022 年までに原発を 0%とする方針を決定した。日本においても、公正な国民的議論を実施するためには、公共放送である NHK が原発の是非に関する討論番組を十分な時間放送し、そのうえで国民の意見集約をおこなうなど、充実した方法が必要だ。現在提案されている国民的議論に加えて、市民が提案する国民的議論の方法を追加すべきだと要求している。

５）核燃料サイクル問題、再処理、もんじゅの決定が隠されている。
　今回の選択肢では核燃料サイクル問題を選択できる構造にはなっていない。①ゼロシナリオのみが再処理中止を含み、②15 シナリオや③20～25 シナリオでは自動的に再処理の続行、六ヶ所運転が選択されてしまうという図式の問題がある。②15 シナリオや③20～25 シナリオは、いずれも非現実的であるばかりか、危険で使い道のないプルトニウムを取り出す使用済み核燃料再処理の継続さえ含んでいるのだ。
　極端：中庸：極端、という形で、真ん中の「中庸」の選択を誘導し、その場合は自動的に再処理が国民の選択とするというのが原子力委員会の提案で、政府は、再処理については後で政府が決めると言いつつ、最終的にこの論理を使う可能性が高いと思われる。再処理問題についても、国民に明示し、選択肢を用意すべだ。

５．国会事故調査委員会報告書と提言

　上記の通り、活動する側が必死になって状況対応している中で、とても重要な国会事故調査委員会報告書と提言を生かすための取り組みに手が付けられないでいる。時間と人手が足りないのだ。
　報告書では、津波が来る前に、地震の揺れで原子炉が過酷事故に至った可能性が示されている。政府や電力会社は津波のみが原因として、他の原発に津波対策を施すだけで原発の存続・再稼働を続けたい狙いがあるため、政府や民間、東京電力の事故報告書は事故原因を津波に限定している。
　また、国会事故調は原子力安全・保安院や原子力安全委員会が原子力ムラによる「規制の虜」として操られてきたことが原発事故の本質的な原因で、原発事故は人災だったことを厳しく指摘している。国会事故調だけがこのような指摘を出来たのは、委員の中に 3･4 名のまともな市民派委員が選任されたからだ。院内集会に委員を招き、報告書を咀嚼・共有し今後の活動に活かしてゆかなければならないが、いまのところ手が足りていない。
　民主党・自民党大連立談合勢力が、国会事故調査委員会報告を受けての国会での議論を邪魔しているという報告が、原稿を書いている前日、谷岡郁子参院議員から入っている。

　最後に、皆さんパブコメを出してください。家族、知人、友人にも広めてください。

パブコメに関して詳しくは、国家戦略室のホームページに掲載されている下記 URL をご覧ください。
http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120702/20120702.pdf
このページからの意見応募も出来ます。
　パブコメの解説は http://publiccomment.wordpress.com/　「パブコメで未来」で検索
　パブコメガイドブックは http://www.slideshare.net/hkano/4-13636056
　e シフトシフト声明は http://e-shift.org/?p=2119　をご覧ください。

以　上

大分県竹田市の玉来川の氾濫

水源連事務局

自民党が全く筋違いの批判を展開

7月の九州豪雨で、大分県竹田市は大きな氾濫被害を受けました。この氾濫について自民党は全く筋違いの批判を展開しています。

ZAKZAK 2012.07.19
“九州豪雨”大水害、実は民主のせいだ！衆院副議長が怒りの激白
「九州北部豪雨は、福岡、熊本、大分3県で 18 日現在、死者 29 人、行方不明者3人という甚大な被害をもたらした。このうち、大分県竹田市では上流にダムが完成していた川は大丈夫だったが、民主党政権が事業仕分けでダム工事を凍結した川が氾濫して、現地で恨み節が広がっている。同市を地盤とする自民党出身の衛藤征士郎衆院副議長に聞いた。

衛藤氏は「竹田市では何度も水害があり、20 数年前から防災・治水ダムの事業計画が始まった。稲葉川のダムは 2010 年に完成した。1990 年の大雨の4割増の降水量があったが、被害はほとんどなかった。しかし、玉来川はあふれた。ダムは用地買収にかかっていたのに、政権交代後に検証が行われてストップした。現地では『玉来ダムができていれば、こんなことにはならなかった』との声が多い」と語る。」

玉来ダムはすでにダム検証の結果、ゴーサイン（国交省の対応方針）が出ていますが、もともとの完成予定年度が平成 29 年度ですから、今回の豪雨被害とは関係ありません。

そして、今回の氾濫被害は玉来ダムがなかったからではなく、別の要因による可能性が高く、水害の真の要因を取り除くことが必要です。

「八ッ場あしたの会」のホームページに、現在得られる情報で竹田市水害問題を調べた結果が報告されていますので、お読みください。

http://yamba-net.org/modules/news/index.php?page=article&storyid=1686

稲葉川は稲葉ダムがなくても氾濫しなかった

玉来川と稲葉川はともに大野川の支川で、概ね平行して流れ、上流側から玉来川、続いて稲葉川が大野川に合流しています。今回の豪雨で氾濫したのは、玉来川の最下流部で、大野川との合流点付近でした。稲葉川は氾濫しませんでした。稲葉川は稲葉ダムが 2010 年に完成し、玉来川は玉来ダムがないことから、今回の玉来川の氾濫は玉来ダムがなかったからとされていますが、それは根拠のある話ではありません。

今回の稲葉ダムの洪水調節の発表資料を見ると、

http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/258831_281421_misc.pdf

稲葉ダムの最大流入量は 437 ㎥/秒であり、平成2年洪水を想定して策定された治水計画の想定最大流入量 540 ㎥/秒を下回っています。したがって、今回の洪水が平成2年洪水を上回ったものであるかどうかは定かではありません。

そして、この資料を見ると、今回の洪水では稲葉ダム下流の稲葉川の水位はダムの効果がなくても、堤防の天端から約2mも下にありました（下図）。稲葉川の堤防の余裕高は1mですから、十分な余裕をもって流れていました。

玉来川は稲葉川と概ね並行して流れる(大野川の)支川ですから、雨の降り方に大きな差がないと推測されます。それにもかかわらず、玉来川の下流で大きな氾濫被害が起きたのは別の要因によることが考えられます。

氾濫の主因は竹田ダム？

その要因として考えられるのが、玉来川と大野川との合流点にある竹田ダムです。竹田ダムは九州電力の発電用ダムで、総貯水容量 75 万㎥、高さ10.2mのダムです。下図のとおり、大野川との合流点にあるため、その湛水の影響で玉来川最下流部の水位勾配はかなり緩やかになっていると考えられます。竹田ダムは 1955 年完成の古いダムですから、堆砂が少なからず進行し、上流端の河床が上昇していると推測されます。

今回の玉来川氾濫の様子を調べた報告のブログを見ると、氾濫したのは最下流部の周辺であって、さらに付近の橋に大量の流木が引っかかって建物の一階くらいの高さにまで達しています。

竹田玉来の水害 2012/07/16

http://dtikanta.dtiblog.com/blog-date-20120716.html

竹田市の豪雨災害その 7(検証)2012/07/13

http://taketantuu.blog119.fc2.com/blog-entry-486.html

以上の情報を総合すると、今回の洪水は竹田ダムの影響で玉来川下流部の水位が上昇し、さらに、水面勾配が緩くなっているので上流端付近にある橋に大量の流木が引っかかって、水位をさらに上昇させ、その結果、今回の大きな氾濫被害が引き起こされた可能性が高いと考えられます。

玉来川の氾濫を防ぐために必要なことは玉来ダムの建設ではなく、洪水の流下の妨げになっている竹田ダムの撤去を進めることではないでしょうか。

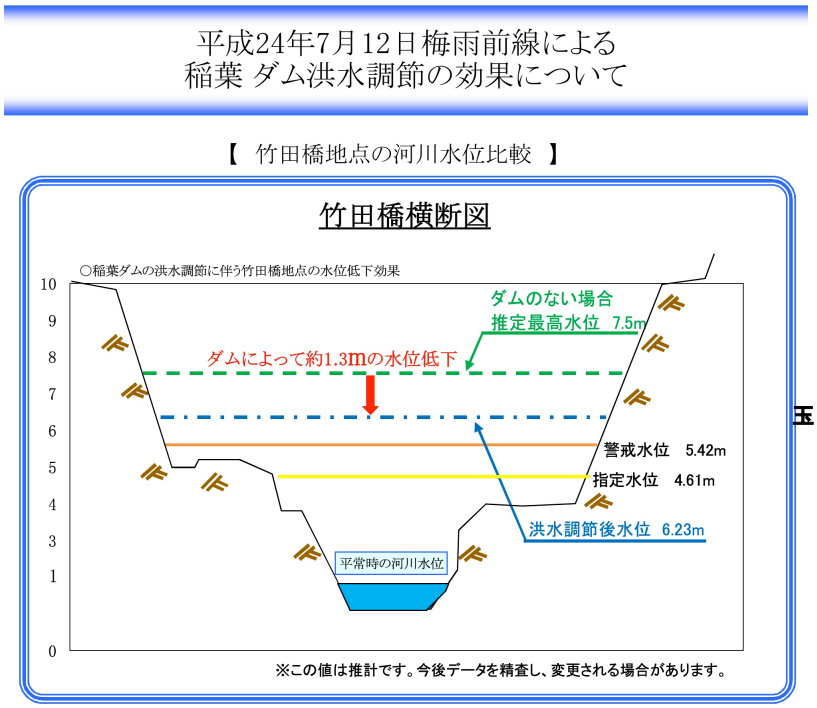

（大分県のホームページより）

平成２４年7月２４日

菊陽町長　　後藤三雄　様
大津町長　　家入　勲　様
熊本市長　　幸山政史　様
熊本県知事　　蒲島郁夫　様

立野ダムによらない自然と生活を守る会　代表　中島　康
連絡先　熊本市中央区島崎４丁目５－13
電話 090－2505－3880　FAX 096－354－2966

７．１２洪水に関する要望書

今回の７・１２洪水で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

私たちは昨年来、「立野ダムと白川流域の自然を考える県民の会（準備会）」の名称で度々要望書などを提出してまいりましたが、５月１９日「立野ダムによらない自然と生活を守る会」を正式に発足させました。

私ども「立野ダムによらない自然と生活を守る会」では、今回の７・１２洪水の災害当日以降、白川流域の被災現場や水害痕跡を調査・検証しました。先日、「２０１２年７月１２日洪水の検証と今後求められる災害対策」と題したレポートを、貴職あてに送付いたしました。

今回の出水は、雨量および水量ともに昭和２８年６・２６洪水を超えると予想される大変なものでした。しかし被害は、６・２６洪水より小さなものに終わったのは、この間の当局の河川改修の結果であると高く評価します。しかし、流域各所の被害状況を詳細に検討しますと、多くの問題点を指摘せざるをえません。

今回、下流域（熊本市）の白川の氾濫箇所は全て、河川整備計画で定められた河川改修が未完成の箇所ばかりであります。国交省の直轄区間から外れている小磧橋から吉原橋周辺までは、整備計画が策定されているにもかかわらず、改修はほとんど手つかずの状況で、龍田町陣内などは甚大な被害をこうむっております。

驚くことに、中流域（大津町、菊陽町）では、改修工事のもととなる「河川整備計画」が策定されておりません。両町では、河道断面の不足から来る越水に、古くなったコンクリート護岸が破壊され、田植えの終わったばかりの水田を土砂に埋められ、６・２６水害にも耐え抜いた代官橋、日暮橋も左岸の護岸がえぐり取られ、通行不能になっています。また、龍田町の吉原橋には流木が溜まり、その上・下流共に越水して家屋や田園に多大な被害を与えました。このように中流域の被害が大きかったにも関わらず、人的被害がなかったことは奇跡と言っても過言ではないでしょう。

白川の河川管理が小磧橋を境に国と県に分かれているため、行政の危機管理体制が一元化されず、住民への情報伝達がスムーズに行われなかったことの行政の責任は大きいものがあります。以上申し上げたように、今回の７・１２洪水は、行政の無策による人災と言われても仕方がない面も多々あります。

白川の河川整備計画には、立野ダム建設と河川改修の両方が盛り込まれていますが、立野ダムの洪水を貯める容量は、想定した洪水を調節する分しかありません。今回の洪水のような想定以上の洪水ではダム湖は満水になり、「洪水調節ダム」として機能しなくなります。ダム計画があるがために、下流の河川改修がおろそかになっているとも考えられます。貴４自治体は、

「白川改修・立野ダム建設促進期成会」を結成していますが、名称を「白川改修促進期成会」と改めるべきだと考えます。

今回の洪水で、阿蘇市を中心に多くの方々が亡くなられましたが、いずれも土砂災害が原因です。今後は河川改修を進めるとともに、土砂災害の要因となっている放置人工林の整備（間伐）や、阿蘇の草原の保全を進める必要があります。このような、流域全体を見据えた災害対策を進めていくために、下記事項を要望します。

記

１．下流域（熊本市）では、河川整備計画に従い堤防の完成、河道の掘削を国土交通省に求めること。また熊本市は、明午橋、竜神橋、吉原橋の架け替え等を早期に行うこと。
２．大津町、菊陽町、吉原橋周辺などでは、被災農地の災害復旧を早急に進める。中流域の河川整備計画を早急に策定することを国土交通省に求めること。その際、①堆積した土砂を撤去する②川幅を広げる、の２点を基本にしながらも、子どもたちが遊び、泳ぎ、郷土への愛着を育めるような、未来に向けた白川づくりをすすめる。
３．白川の河床に堆積している大量の土砂を早期にしゅんせつすることを国土交通省に求めること。
４．白川の管理はすべて国直轄とし、行政の危機管理体制を一元化することを国土交通省に求めること。
５．上流域（阿蘇地区）では、土砂災害の要因となっている山林の保全、草原の保全を進めること。
６．「白川改修・立野ダム建設促進期成会」の名称を「白川改修促進期成会」と改めること。
７．「立野ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」で、ダム以外の治水対策を選択することを国土交通省に求めること。

以上

2012年7月12日洪水の検証と今後求められる災害対策

２０１２年７月１６日

立野ダムによらない自然と生活を守る会　代表　中島康
熊本市島崎4丁目5－13 電話090－2505－3880 http://stopdam.aso3.org/

１．7月12日洪水は昭和28年6･26洪水の出水を上回る可能性

熊本県内は７月１２日午前、記録的な豪雨に見舞われ、白川は２２年ぶりに越水した。阿蘇乙姫の雨量は６時間に４５９ミリに達し、「千年に一度の豪雨」と報道された。白川（代継橋地点）の最高水位も、昭和２８年６・２６洪水以降最高の６．３２ｍ（午前１０時３０分）に達した。

７月１４日、白川・黒川合流点のすぐ上流にある明治３３年（１９００年）につくられた黒川橋が護岸ごと流失していることを確認した。黒川橋のあった峡谷は形状が変化していないと考えられるので、少なくとも黒川流域では６・２６洪水を超え、この１１２年間で最大の出水であったと考えることができる。白川の集水域の形状を考えると、今回の洪水は「過去最大」と言われてきた昭和２８年の６・２６洪水を上回る可能性がある。

今回の豪雨で、阿蘇市を中心に多くの方々が亡くなられた。ご冥福をお祈りし、早期の復旧を期待するとともに、これら被害者の方たちのためにも、今後二度と同様の被害者を生まないためにも、今回の災害の原因を明らかにすることが重要と考える。

流失した黒川橋 2012年7月14日長陽大橋より撮影

流失前の黒川橋（1900年完成） 2011年12月18日撮影

２．熊本市内の白川の氾濫箇所は河川改修が未完成

熊本市内の白川では多くの箇所で氾濫、もしくは氾濫寸前まで白川の水位は上昇したが、その多くが河川整備計画による改修が未完成の箇所である。

平成１４年に白川の河川整備計画が策定されて以来、熊本市では河川改修が進み、堤防が完成している区間の多くで氾濫することはなかったが、未改修区間の多くが氾濫・浸水した。当会では水害当日の７月１２日午後、熊本市内の被災状況の調査と水害痕跡の調査を行った。以下、区間ごとに今回の水害の現況と求められる治水対策を述べる。

（１）長六橋～大甲橋地点

【現況】左岸側（大学病院側）は堤防が完成しているため、堤防の上端から１．５ｍ程度の余裕があった。しかし、この区間の右岸側（下通り側）は高さ２ｍの堤防が未着手であるため（７ページの図参照）、早朝より土のうが積まれたが、一部で越水し、国道３号も一時通行止めとなった。

【対策】右岸側堤防が完成すれば、右岸側でも堤防上端から１．５ｍ程度の余裕をもって流せると思われる。

左岸（大学病院）側では堤防の上端から1．5m程度の余裕
2012年7月12日撮影

土のうが積まれた右岸側（国道3号）
2012年7月12日撮影

（２）大甲橋～明午橋地点

【現況】右岸側（メルパルク側）の堤防は完成しているが、堤防上端から約０．３ｍの余裕しかなかった。左岸側（白川小学校側）は現在、２０ｍほど川幅を広げる工事が行われているが未完成である。大甲橋周辺の川幅がまだ広がっていない分、洪水水位を押し上げている。

【対策】左岸側の改修が完成し、川幅が広くなり、白川の流下能力が増えれば、右岸左岸ともに堤防上端から１．５ｍ程度の余裕をもって流せると思われる。

左岸（白川小学校）側の改修工事は未完成
2012年5月12日撮影

右岸（メルパルク）側では堤防上端から約0．3mまで増水
2012年7月12日撮影

（３）明午橋～子飼橋

【現況】左岸側（新屋敷側）の改修はほぼ完成しているが、堤防上端から約０．３ｍの余裕しかなかった。明午橋の架け替えがまだであり、明午橋の左岸側で川幅が狭くなっており、洪水水位を押し上げている。右岸側（藤崎宮側）では、堤防工事が未着手の箇所から越水し、藤崎宮や周辺の住宅が浸水被害を受けている。

【対策】川幅が狭くなっている明午橋の架け替えが急務。明午橋地点で川幅が広がり、右岸側の改修が完成すれば、右岸左岸ともに堤防上端から１．５ｍ程度の余裕をもって流せると思われる。

未改修の明午橋で左岸側の川幅がぐっと狭まっている
２０１２年５月１２日撮影

右岸（藤崎宮）側の堤防が切れている箇所から浸水
2012年7月12日撮影

（４）子飼橋～竜神橋

【現況】右岸側（熊本大学側）は堤防が完成しているため、堤防上端から１．５ｍ程度の余裕があった。左岸側は、子飼橋のすぐ上流で堤防が切れており、子飼橋地点ではあと約０．３ｍで越水していた。この区間の左岸側（江南病院側）は堤防がほぼ完成しており、堤防上端から１．５ｍ程度の余裕があったが、竜神橋のすぐ下流（左岸）で堤防が切れている部分からあふれ、住宅が浸水した。

【対策】川幅が狭くなっている竜神橋の架け替えが急務。竜神橋と子飼橋の架け替えが終わり、堤防がつながれば、右岸左岸ともに堤防上端から１．５ｍ程度の余裕をもって流せると思われる。

堤防が切れている子飼橋上流の左岸
2012年7月12日撮影

堤防が切れている竜神橋下流の左岸から浸水
2012年7月12日撮影

（５）竜神橋～小磧橋

【現況】右岸側（黒髪６丁目）は堤防が未着手。白川は越水し、住宅が浸水し、県道３３７号（旧国道５７号）も通行止めとなった。左岸側（西原校区）では小磧橋のすぐ下流の堤防を越水し、住宅が浸水した。

【対策】川幅が狭くなっている竜神橋の架け替えが急務。またこの区間は、築堤だけでなく、河道に土砂が大量にたまっている渡鹿堰周辺の河床のしゅんせつも早急に必要である。

2012年7月12日撮影　小磧橋のすぐ下流（左岸）では堤防を越水

浸水した県道337号（右岸側）

（６）小磧橋より上流

【現況】この区間は国の直轄管理区間ではないため、築堤や河床掘削、吉原橋の架け替の大半が未着手であり、多くの住宅が浸水被害を受けた。白川が大きく蛇行している龍田地区右岸が特に大きな被害を受けた。吉原橋周辺には河床に大量の土砂が堆積し、洪水水位を押し上げた。

【対策】河川整備計画通り、築堤や河床掘削、吉原橋の架け替えを行い、河道の流下能力を高めることが早急に必要である。河床に堆積した大量の土砂のしゅんせつも早急に必要である。

浸水した住宅地（龍田町陣内）
2012年7月12日撮影

道路から2m近く浸水した吉原橋下流（右岸）
2012年7月22日撮影

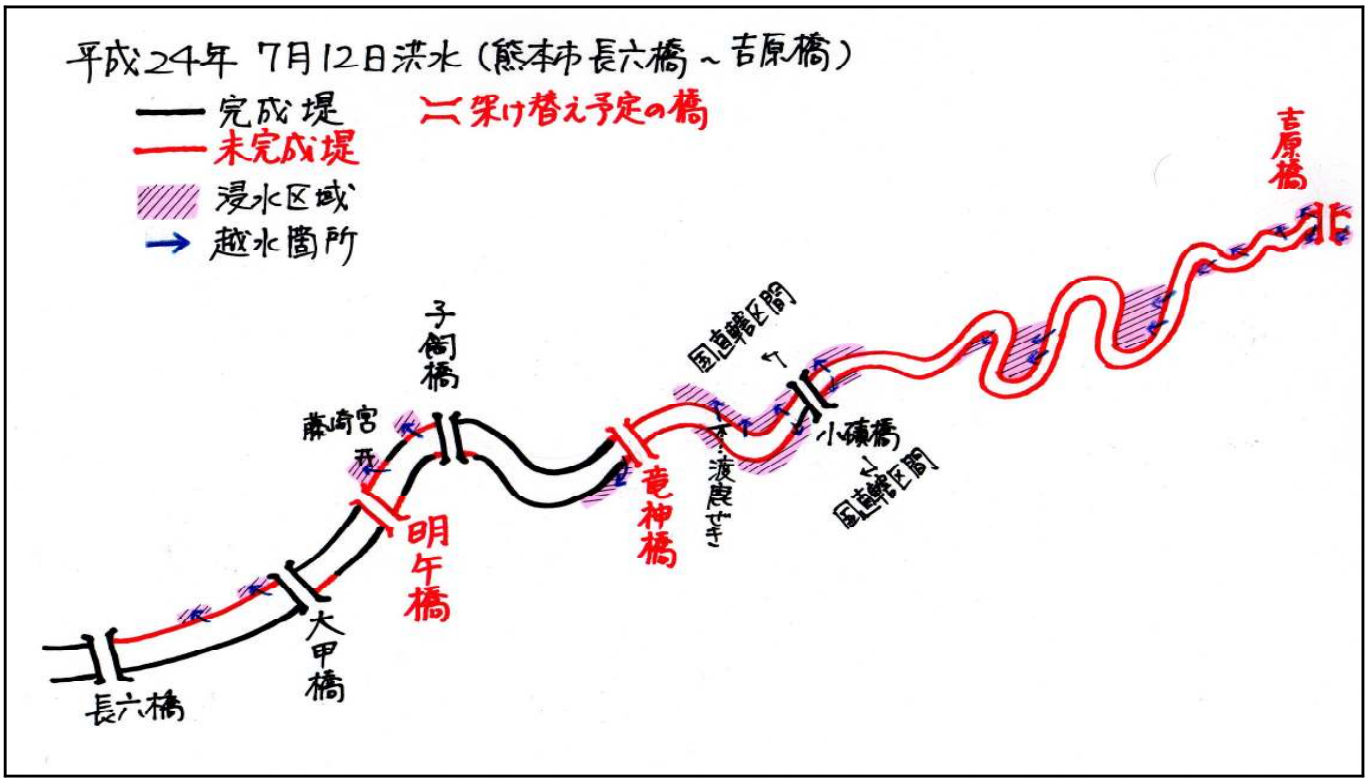

熊本市内（長六橋～吉原橋）の堤防の完成状況と今回の洪水の越水箇所、浸水区域（7月22日までに調査した分）

３．中流域は「河川整備計画」が未策定

当会では７月１４日に、白川中流域の被災状況の調査と水害痕跡の調査を行った。

（１）大津町

【現況】河川整備計画が未策定の区間である。河道の断面積（川の幅×深さ）が小さいため、多くの箇所で越水。多くの箇所で古いコンクリート製の護岸がこわれ、田植えしたばかりの水田も土砂で埋まっている。

岩戸温泉は露天風呂まで浸水。昭和２８年６・２６洪水でも生き残った代官橋も左岸側護岸が流失し、通行不能に。河床に今回の洪水で運ばれてきた大量の土砂が堆積している。

住民との会話の中で「６・２６洪水以上の出水だった」「６・２６洪水に匹敵する出水だったが、当時より川幅が広がっているので被害は少なかった」などの声が聞かれた。

【対策】まずは被災農地への補償を十分に行う。「河川整備計画」を策定し、河川改修を進める。その際、①堆積した土砂を撤去する②川幅を広げる、の２点を基本に、親水性の高い護岸にする。水田の畦をかさ上げし、保水機能を高める。中流域の水田の保全は、下流域の地下水の保全にもつながる。

古いコンクリート製の護岸がこわれている
2012年7月14日撮影

岩戸温泉の前の護岸もこわれている
2012年7月14日撮影

土砂に埋まった水田　2012年7月14日撮影

左岸側護岸が流失した代官橋 2012年7月14日撮影

（２）菊陽町

【現況】河川整備計画が未策定の区間である。河道の断面積（川の幅×深さ）が大津町より大きいため、多くの箇所で越水していたが、護岸が損害を受けた箇所は大津町よりも少ない。河床に、今回の洪水で運ばれてきた大量の土砂が堆積している。

【対策】まずは被災農地への補償を十分に行う。「河川整備計画」を策定し、河川改修を進める。その際、①堆積した土砂を撤去する②川幅を広げる、の２点を基本に、親水性の高い護岸にする。水田の畦をかさ上げし、保水機能を高める。中流域の水田の保全は、下流域の地下水の保全にもつながる。

菊陽町の白川の状況 2012年7月14日撮影

４．上流域は山林と草原の保全が必要

当会では７月１５日に、南阿蘇村立野の土砂災害現場の調査を行った。

【現況】今回の洪水で、阿蘇市を中心に多くの方々が亡くなられたが、いずれも土砂災害が原因である。土砂災害の現場となった山林の多くは、間伐がなされていない荒れた放置人工林である。スギやヒノキの放置人工林では、一本一本の木が「もやし」のようにひ弱で、木の根が土をつかむ力も弱く、土砂災害を引き起こす一因となっている。

【対策】土砂災害の要因となっている荒れた放置人工林の間伐を進め、山林の保水力を高める。間伐が適正に行われた人工林では、下草や下層木（広葉樹）が茂り、根をはり、植林木も根を深く張って、しっかりと土地をつかむことができる。また、阿蘇の草原の保全を進めることも土砂災害の防止につながる。

土砂災害現場（南阿蘇村立野）2012年7月15日撮影

5. 立野ダム建設予定地周辺の状況

当会では７月１４日に、立野ダム予定地周辺の調査を行った。立野ダム本体予定地右岸側の工事用道路が流失。工事用仮橋も流失している。最高水位は１０ｍ近かったものと推定される。（立野地点の水位は 7 月 12 日 8 時より 18 時まで測定不能）

調査時刻（7 月 14 日 17 時）の立野地点の水位は 3.99 ｍであったが、大きな岩が流される音と地響きが絶え間なく続いていた。この増水した状況、大量の土砂や大きな岩が流されていく状況をみると、一辺が５ｍ、長さ約８０ｍの立野ダムの３つの「穴」は埋まってしまうことが容易に考えられる。

立野ダム本体予定地右岸側の工事用道路が流失

工事用仮橋も流失　2012年7月14日撮影

5m以上と思われる大きな岩も河道に 2012年7月14日撮影

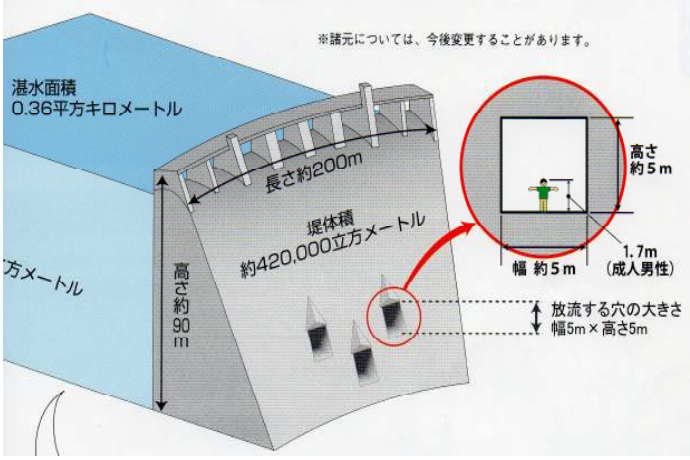

立野ダムの「穴」は5m×5m（国交省資料より）

６．立野ダムの効果

洪水のピーク時に立野ダムが機能すると想定した場合、立野ダムは熊本市内でどのくらい白川の水位を下げることができるのか、これまで公開された資料をもとに推計すると、最大でも２０ cm 程度にしかすぎない。

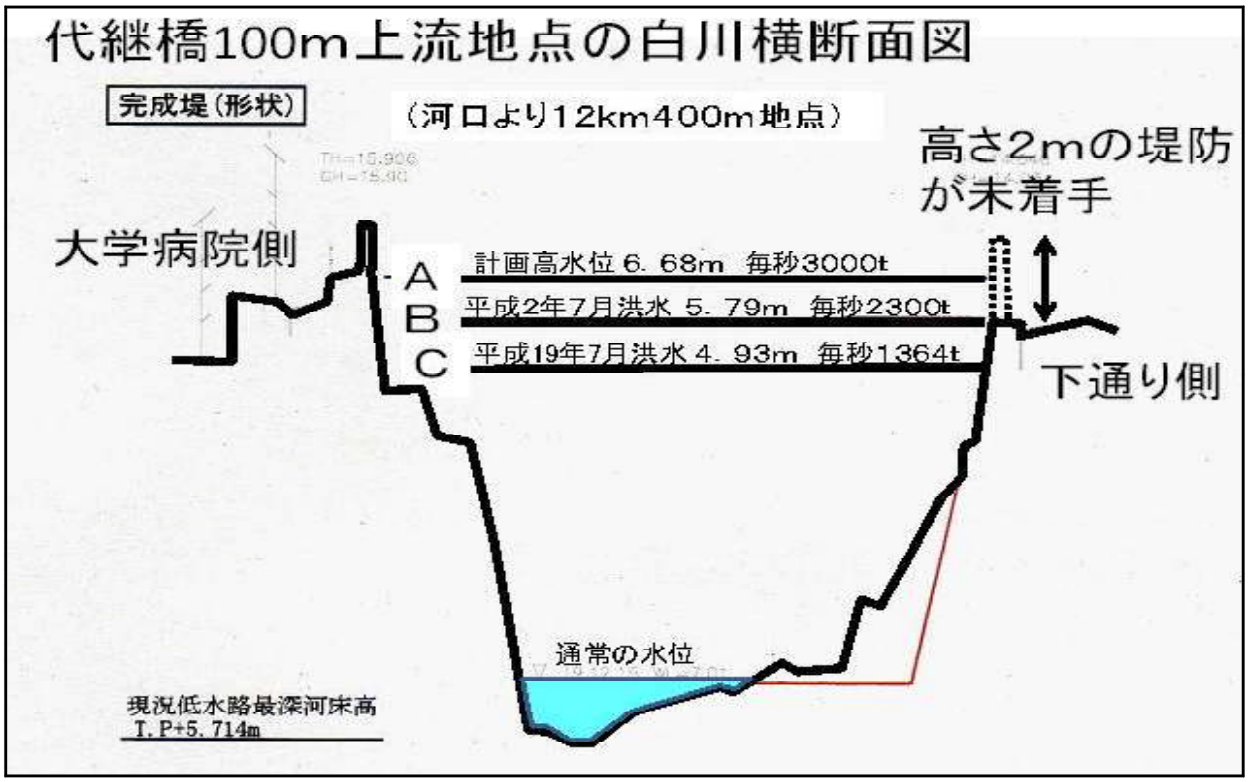

白川の洪水時の水位と流量（A，B，Cで表示）

■代継橋地点での水位と流量の関係

	洪水名	水位	流量
A	計画高水位 （昭和28年6･26水害を想定）	6．68m	毎秒　3000トン
B	平成2年7月2日洪水	5．79m	毎秒約2300トン※
C	平成19年7月7日洪水	4．93m	毎秒　1364トン
参考	平成24年7月12日洪水	6．32m	毎秒　3000トン以上（現時点での推計）

※氾濫戻し流量（上流部で氾濫した流量を加えた流量）

■立野ダムの効果は最大で20cm

洪水のピーク時に、立野ダムは熊本市内でどのくらい白川の水位を下げることができるのか。

Ａ（計画高水位）とＣ（平成 19 年 7 月 7 日洪水）の水位の差…６．６８－４．９３＝１．７５ｍ

Ａ（計画高水位）とＣ（平成 19 年 7 月 7 日洪水）の流量の差…３０００－１３６４＝毎秒１６３６トン

水位１０ｃｍで毎秒約１００トン流せる計算となる。

河川整備計画における立野ダムの効果…代継橋地点で毎秒２００トン。

水位が上昇するにつれて、流下能力は大きくなるので、<u>立野ダムの水位低減効果は、最大で約20cm</u>と推計される。

7. 立野ダムによる治水の限界

「想定外の災害のためにも立野ダムが必要だ」という意見がある。しかし、立野ダムの洪水を貯める容量は、想定した洪水を調節する分しかない。今回の洪水のような想定以上の洪水ではダム湖は満水になり、洪水調節不能となる。ダム湖に流入した水をそのままダム上部の８つの穴から非常放流することになり、「洪水調節ダム」として機能しなくなる。

ゲートのない穴あきダム（流水型ダム）である立野ダムが洪水調節をする場合も、洪水調節する時期と、洪水のピーク時が一致するとは限らず、むしろ一致しない場合が多いと考えられる。

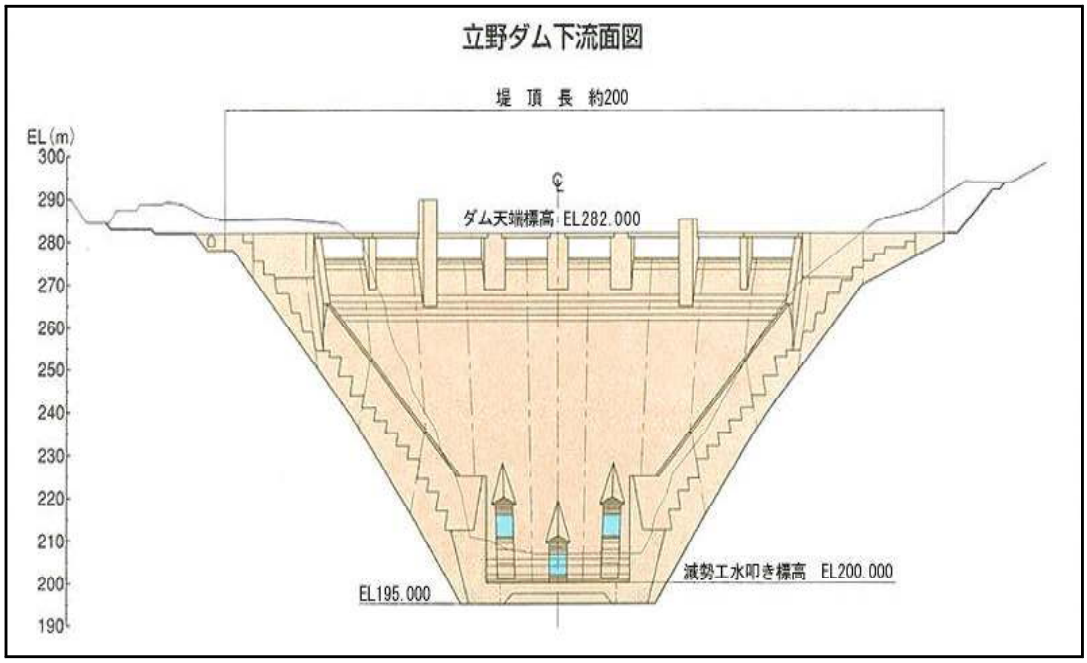

ダム上部に8つの非常放水用の穴がある立野ダム

8. まとめ

今回の洪水で浸水被害を受けた箇所は、河川改修が未完成の箇所ばかりである。特に、河川整備計画で架け替えることになっている明午橋、竜神橋、吉原橋で川幅が狭まるなどして、洪水水位を押し上げている。国交省の直轄区間から外れている小磧橋より上流は、改修はほとんど手つかずの状況である。

さらに驚くことに、改修工事のもととなる「河川整備計画」が、大津町や菊陽町の白川では策定されていない。中流域でも、河川整備計画を早急に策定し、河川改修を進めるべきである。

ダム計画があると、下流の河川改修がおろそかになることは明らかである。今回の洪水で、もし立野ダムが存在し、国交省の想定通りに機能したとしても、被害を防ぐことができなかったことは明らかである。

黒川橋の流失により、今回の洪水は「過去最大」と言われてきた昭和２８年の６・２６洪水を上回る可能性がある。それでも６・２６洪水と比べ被害が大幅に少なかったのは、これまでの河川改修の結果である。

今回の災害では避難情報が遅れるなど、行政の危機管理体制の在り方が問われている。同じ白川で、国の直轄区間と、県の管理する区間があり、ハザードマップも別々になっている。これらも、情報伝達がうまく行われない一因になっていると思われる。危機管理とりわけ避難対策の充実が急がれる。

今回の洪水で、阿蘇市を中心に多くの方々が亡くなられたが、いずれも土砂災害が原因である。ご冥福をお祈りする。今後は河川改修を進めるとともに、土砂災害の要因となっている放置人工林の整備（間伐）や、阿蘇の草原の保全を進めるなど、流域全体を見据えた災害対策を進めていく必要がある。

（２０１２年７月２３日一部更新）

立野ダム計画地の概要

鮎返りの滝
阿蘇北向谷原始林
大津町
立野ダム予定地
現在地
阿蘇長陽大橋
南阿蘇鉄道
立野駅
白川
325
57

菊水
合里
砂田
菊池温泉
小原
鞍岳
▲1119
内牧
936
212
阿蘇
宮地
坊中
玉東町
内
植木
208
肥後大津
杉水
立野ダム計画地
大津町
数鹿流ケ滝
湯の谷
烏帽子岳
1337▲
阿蘇山
高岳
▲1592
阿蘇山公園道
合志市
幾久富
原水
御代志
北熊本SA
北部
豊肥本線
57
熊ノ岳
▲685
熊本
熊本電鉄
菊陽町
熊本空港
立野
俵山
1095▲
南阿蘇村
高森町
河陽
河内
金峰山
▲665
上熊本
藤崎宮前
託麻PA
戸島
益城熊本空港
西原村
冠ヶ岳
▲1154
吉田
高森
阿蘇白川
高千穂野
高千穂野
1101▲
501
熊本市
熊本港
熊本城
小島
飽田
266
熊本平野
嘉島町
益城町
443
飯田山
▲431
下鶴
水ノ田尾
井無田原
325
387
3

八ッ場ダム予定地の現状と市民運動

渡辺洋子（八ッ場あしたの会事務局長）

八ッ場ダムの予定地では、大規模な関連工事（生活再建関連事業）が続いています。

JR「川原湯温泉」の駅前に建設中の湖面 1 号橋は、橋脚が空高く伸び、橋げたが造られ始めました。2009 年当時、湖面 1 号橋はまだ姿を見せていませんでしたが、上流の湖面 2 号橋がちょうど今の湖面 1 号橋と同じ十字架状の姿で、八ッ場ダム事業のシンボルとして盛んにマスコミに取り上げられました。水没予定地の川原湯温泉では、温泉街の衰退が進み、残る五軒の旅館のうち、二軒が代替地への移転準備を始めています。

国交省はダム事業の進捗をアピールし、群馬県も「生活再建事業の 9 割が完成している。棚上げにされている本体予算を一日も早く執行してほしい」（7 月 7 日、大沢知事）と訴えていますが、現地をつぶさに見ると、この間、八ッ場ダム事業の行き詰まりと矛盾は、ますます顕著になっています。

◆事業の行き詰まり

6 月県議会と国交省・群馬県による現地説明、地元住民からの情報等によって確認した主な点は、以下の通りです。

- ダムサイト予定地を走る JR 吾妻線の付け替え工事の完了時期は未定である。
- 「川原湯温泉」駅の移転予定地周辺の用地買収が難航している。用地買収に応じていない地権者は複数いる。数百人の地権者がいる共有地も複数ある。
- 地権者が用地買収に応じない主な理由は、ダム湛水による地すべり等の災害誘発を心配しているため。国土交通省は地権者による地すべり等の疑問について真摯に対応せず、地権者の不信が高まっている。
- 八ッ場ダムの検証で、地すべり対策と代替地の安全対策を実施することが明らかにされたが、具体的な対策のための地質調査、詳細設計はまだ行われていない。これは国土交通大臣が八ッ場ダムの本体着工を決定していないため、関東地方整備局から現地事務所にダム湛水を前提とした地すべり対策、代替地の安全対策を実施する指示が出ていないことが原因である。
- 関係都県は地元を抱える群馬県を含めて、地すべり対策等による八ッ場ダムの四度目の計画変更（事業費増額と工期延長）を受け入れないとしているが、関連工事の実状から事業費増額と工期延長は必至。
- 国交省は、地すべり対策等による増額約 150 億円は、最大限を想定した金額だとしているが、地質調査、詳細設計はまだ行われていないため、対策工事費が更に膨れ上がり、工期が延長される可能性が高い。（現計画の完成工期は 2015 年度、ダム検証で明らかにされた国交省試算では 2019 年度）
- 川原湯の上湯原代替地の盛り土造成には、もろい地質の用土が使われた可能性があり、

安全性が不安視されている。代替地の用地提供に応じていない地権者もいる。

- 川原湯対岸の川原畑地区では、熱水変質したもろい地質が広域に分布しており、代替地の脇を通る付け替え国道の山側の地すべりがおさまらず、調査と対策工事（排土工、アンカー工等）が 2008 年から続いている。湖面 1 号橋の橋台も、地質問題により設計変更を余儀なくされている。地元では、川原湯地区同様、湛水による地すべりを不安視する声がある。
- 代替地への移転世帯は、2005 年の国交省調査では全地区合計 134 世帯であったが、高盛り土の代替地の安全性への不安、分譲地価の高さから地区外転出が進み、最終的な代替地での居住世帯は大幅減少の見込み。（昨年末時点の移転世帯数 65 世帯。）

◆八ッ場ダムの市民運動

昨年末、野田政権が「八ッ場ダム本体予算計上」を決定したことにより、ダム本体工事再開の可能性が高まっていますが、ギリギリのところで民主党の反対議員らが「条件」を突きつけ、政府がこれを認めたため、本体予算は現段階ではまだ執行されていません。

八ッ場ダム本体予算執行の「条件」とは、「ダム中止後の法案の国会提出」と「利根川水系河川整備計画の策定」です。「ダム中止後の法案」は、今年 3 月に閣議決定、国会提出となりました（正式名称は「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」）。

この法案は、もともとは「八ッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」（会長：川内博史衆議院議員）が嶋津暉之さんの原案をもとに作成した法案がベースとなっています。しかし、八ッ場ダム本体予算の交換条件とされた法案は、川辺川ダム予定地をモデルとしたもので、八ッ場ダム予定地を念頭に置いたものではありません。法案作りに取り組んできた私達にとっては、なんとも悔しい展開です。

最終的に国交省が作成した法案は、生活再建の裏づけが曖昧であるなど、問題もありますが、それでもダム中止後の法整備が皆無のわが国では、待ちに待った法案だった筈です。ところが、その法案も国会提出から四ヶ月経っても、自民党の反対で未だに店晒しのままです。

もう一つの条件である「利根川水系河川整備計画」については、八ッ場ダムの市民運動を中心に再結成された利根川流域市民委員会の活動を通して、民主的な河川整備計画の策定を目指して、精力的に活動を行っているところです。

この間、八ッ場あしたの会では、地質の専門家らに依頼し、情報開示資料の分析、現地調査を通して明らかとなってきた「八ッ場ダムによる災害誘発の危険性」を広く伝える活動に力を入れてきました。

マスコミが問題を取り上げない中、インターネットによる広報活動は一定の成果を上げています。一方、インターネットが普及しているとは言い難い地元では、学習会、チラシ配布など、別の形での広報活動を試みてきました。地元では実際には声には出さぬものの、行政の「安全神話」に疑問を感じる住民も少なくありません。ダム推進派の妨害もあり、市民運動の地元での活動は極めて困難ですが、今後もダムに反対する県会議員、町会議員、地元住民の連携を陰ながら支え、問題の炙り出しに努めたいと思います。

◆ 八ッ場ダム予定地の埋蔵文化財

最近になって関心が高まっている問題に、八ッ場ダム予定地の埋蔵文化財があります。ダム予定地は急峻な地形ですが、これまでの発掘調査によって縄文時代から各時代の遺跡が重層的に大量に埋もれていることが判明しています。

中でも注目されるのが、川原畑地区の東宮（ひがしみや）遺跡です。東宮遺跡には、江戸時代・天明三年の浅間山噴火によって吾妻川を流れ下った泥流に埋もれた 1783 年 8 月 5 日時点の集落がタイムカプセルのように保存されていました。江戸時代の屋敷跡が次々と発掘され、当時の川原畑村の人びとが養蚕や酒造りを手がけ、交易が盛んだったことをうかがわせる東宮遺跡は、発掘調査の担当者らに「ポンペイを超えた」とも評され、「貧しいとされる当時の山里の暮らしぶりの定説を覆すような発見」(2009 年 6 月 24 日 朝日新聞群馬版）とされています。

埋蔵文化財の発掘調査は八ッ場ダムの事業費から支出されていますが、国交省はダム予定地の遺跡に関心が集まることを避けたいようで、文化庁の列島展への「東宮遺跡」の出展にも難色を示しています。(2012 年 6 月 20 日八ッ場ダム関連埋蔵文化財調整会議議事録―情報開示資料）

一方、地元には、「国有地となった水没予定地の埋蔵文化財を遺跡公園にしたら、地域の特性を生かした地域振興が可能になる。ダム湖観光よりはるかに雇用も生まれるし、人も集まるだろう」と言う人もいます。

群馬県は「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録を目指していますが、一方でかけがえのない文化遺産をダムに沈めることに前のめりです。川原畑地区の東宮遺跡からは、大量の繭も出土しています。群馬県は近年まで全域で養蚕が盛んでしたが、酸性河川の吾妻川流域は、桑が酸害に耐えることから特に養蚕が盛んでした。浅間の泥流が襲った 8 月 5 日は、繭の収穫直後だったのです。

厳しい自然環境の中で営々と築かれてきた村の生活を破壊してきた八ッ場ダム計画ですが、ダムが造られていない今なら、まだ再生の希望があります。

ふるさとを沈めたくないと願いながら、声をあげることもできないでいる地元の方々の思いを受けとめながら、八ッ場の埋蔵文化財に光を当て、ダムに依存しない地域づくりを提案していきたいと考えています。

9 月には群馬県高崎市で埋蔵文化財と八ッ場ダムの危険性をテーマにした下記シンポジウムを予定しています。

シンポジウムのお知らせ

◆ ２０１２年９月２２日（秋分の日・土曜日）午後１時半～４時半頃

◆ 会場：高崎市シティギャラリー・コアホール
JR 高崎駅西口より徒歩１０分

◆ 登壇者：川村晃生氏（慶応大学名誉教授）
中山俊雄（応用地質研究会）
森まゆみ（作家）、他

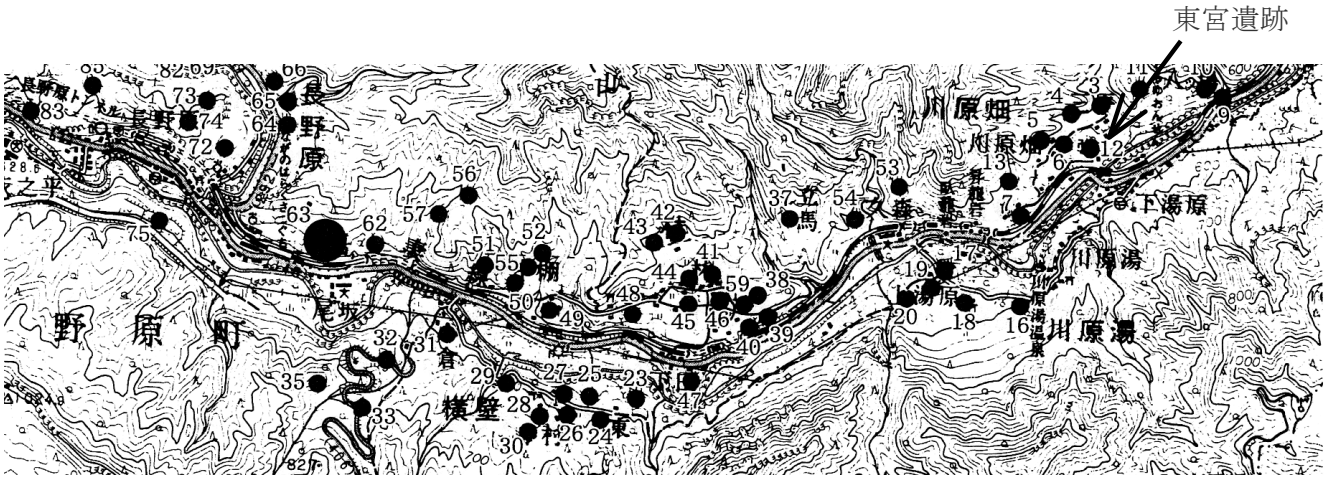

八ッ場ダム工事関連区域遺跡分布図 （群馬県埋蔵文化財調査事業団の資料より）

八ッ場ダム予定地、川原畑地区の東宮遺跡発掘現場 2008 年 8 月 19 日

東宮遺跡遠景 中央右手に発掘現場、左脇を JR 吾妻線が走る 2009 年 6 月 1 日

八ッ場ダム問題と利根川水系河川整備計画の策定

水源連事務局

今年度当初予算は八ッ場ダム本体工事費を削除

今年4月6日、平成24年度の予算成立に伴い、国土交通省が今年度の当初予算を発表しました。八ッ場ダムに関しては、本体工事費18億円を除く117億円でした。昨年12月24日に閣議決定された24年度予算案では、今年度の八ッ場ダム事業費は本体工事費を含む135億円でしたが、当初予算では本体工事費が削除されました。

これは昨年12月22日に八ッ場ダムの本体工事予算をめぐって、藤村修官房長官が前田武志国土交通大臣と前原誠司民主党政策調査会長に示した裁定の条件がクリアされていないことによるものです。官房長官の裁定は次のとおりでした。

官房長官の裁定

１．現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。

２．ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。

３．八ッ場ダム本体工事については、上記の２点を踏まえ、判断する。

この裁定を字義通りに読めば、１と２の条件がクリアされない限り、八ッ場ダムの本体工事費が平成24年度予算案に計上されないはずだったのですが、国交省の官僚の画策で予算案に計上されました。前田武志国交大臣が12月22日の夜、ダム予定地を訪問し、群馬県知事、長野原町長らに予算案計上を報告したことにより、対外的に約束したことが既成事実となり、民主党内の反対意見を押し切っての閣議決定となりました。

しかし、官房長官の裁定条件はその後も生き続け、12月29日、野田佳彦首相が民主党の「税制調査会と社会保障と税の一体改革調査会」の合同総会で、議員からの質問に対して、「裁定の二条件が八ッ場ダムの本体工事予算執行の条件である」と言明したことにより、二条件がクリアされない限り、本体工事予算は執行されないことになりました。

二条件のうち、ダム中止後の生活再建支援法（ダム事業廃止特定地域振興特別措置法案）は国交省が大急ぎで作成し、不十分な点を含みつつ、3月13日に閣議決定され、国会に提出されました。この法案は7月末の段階ではまだ国会で審議されていません。今通常国会で成立させるべく、政府、政党、議員への働きかけを強めなければなりません。

しかし、もう一つの条件、利根川水系河川整備計画の策定は、全国最大の流域面積を持つ利根川で然るべき手続きを踏めば、数年を要するもので、本来は簡単にクリアできるものではありません。

利根川水系河川整備計画が八ッ場ダムが治水面で必要か否かを定める

平成9年に河川法が改正され、全国の各水系ごとに河川整備の長期的な目標を定め

る河川整備基本方針と、今後 20～30 年間に実施する河川整備の事業内容を定める河川整備計画を新たに策定することになりました（河川法 16 条の１、２）。利根川水系河川整備基本方針は平成 18 年 2 月に策定されましたが、河川整備計画は未策定です。

河川整備計画は、治水目標流量を設定して、それを達成するために必要な河川整備の内容を定めます。ダムが必要な場合はダム名を記載しますので、河川整備計画がダム計画の治水面での上位計画になります。

したがって、今後の利根川水系河川整備計画の策定作業の過程で、八ッ場ダムが利根川の治水対策として必要か否かがあらためて問われることになります。

利根川水系河川整備計画の治水安全度についてのパブリックコメント

この整備計画の策定作業が動き出しました。5 月 25 日から 6 月 23 日まで、国土交通省関東地方整備局は利根川河川整備計画で目標とする治水安全度の案 1/70～1/80 についての意見募集(パブリックコメント）を行いました。しかし、治水安全度だけを切り離して聞けば、一般には高い方がベターだと思うでしょうから、今回のパブコメは一般の人の心理を利用して 1/70～1/80 への賛意を得てしまおうというもので、やり方があまりにも姑息です。関東地方整備局の狙いは、治水安全度 1/70～1/80 に賛意があることをもって、それと一体的に書かれている治水目標流量（八斗島地点）17,000 ㎥/秒（非常に過大）も賛意が得られたとし、そのことによって、17,000 ㎥/秒を前提として位置づけられている八ッ場ダム事業などを河川整備計画に盛り込むことにあります。パブコメの治水安全度の話がいつのまにか、八ッ場ダムなどの大規模河川事業につながるようにしており、まことに狡猾です。

利根川流域の住民の安全を守るために何が本当に必要なのかの議論を優先すべき

しかし、このようなやり方では利根川流域で氾濫の危険性のあるところが放置されてしまいます。これからは、つくりすぎたインフラ施設の更新・維持管理の費用が急増していく時代ですから、巨額の河川予算を利根川に投入し続けることはできません。流域住民の安全を守るための喫緊の対策を厳選して、そこに河川予算を集中しないと、氾濫の危険がある状態が半永久的に残されます。

したがって、利根川水系河川整備計画の策定では、何よりもまず、「利根川流域の住民の安全を守るために今、何が必要とされているか」の議論が必要なのであって、八ッ場ダム等の大規模河川事業の推進を目的とした今回の治水安全度のパブコメは有害無益です。

利根川水系河川整備計画の策定に流域住民の意見の反映を！

河川整備計画は関係住民の意見を反映させて策定されるものであり、平成 9 年の河川法改正の国会質疑でも、当時の尾田栄章河川局長が「(関係住民の意見を）言いっ放し、聞きっ放しというのでは全く意味がない」、「まさにその河川整備計画に関係住民の皆さん方の意向が反映をしていくというふうに考えております。」と答弁しており、関係住民の意見を反映させるために必要な手順が踏まれなければなりません。利根川水系河川整備計画の策定に当たり、河川法改正の本旨に立ち返って、流域住民と関東地方整備局が「利根川流域の住民の安全を守るために何が本当に必要なのか」を徹底して議論する場を設けることを関東地方整備局に求めていきましょう。

東京の控訴審で初の法廷

深澤洋子（八ッ場ダムをストップさせる東京の会）

この 3 年間、東京高裁では政治状況をにらみつつ、当事者のみの進行協議が重ねられてきましたが、政府の八ッ場ダム中止撤回を受けてなのか､6月６日に6都県の控訴審で初の公開の法廷が開かれました。他県からも多くの方が傍聴に来て下さり、大法廷がいっぱいになりました。

裁判では、まず、高橋弁護団長から、東京都が八ッ場ダムの治水負担金１６０億円を負担することの違法性を指摘しました。昨年日本学術会議で、八ッ場ダム建設の根拠である水害対策の目標流量２２００㎥／秒の検証が行われましたが、学術会議は目標流量の計算方法の「謎」を解明できないまま、従来の計算方法にお墨付きを与えてしまいました。このことを、高橋団長が怒りをもって説明し、国の裁判への参加、学術会議の委員長の証人採用などを求めました。

次に、東京都が八ッ場ダムの利水負担金４７０億円を負担することの違法性を西島弁護士から説明しました。東京都は、現在保有している水源を「将来、河川の流量が減るかもしれない」といういいかげんな理由で１５％以上も切り下げ、水不足を偽装しているほか、水需要予測について、コンサルタントの報告書でも今後水需要は増えないことが明らかになっているのに、あと数年で水需要が２５％も増えるというでたらめな予測を維持しているとして、東京都水道局長の証人採用などを求めました。

これに対し裁判所は、私たちが求めた証人のうち、次の嶋津暉之さん、関良基さんの２名を採用し、その他の採用については保留としました。来る 8 月 7 日の法廷では、資料を配布し、わかりやすく尋問を行います。原告側の精鋭二証人に対し、被告東京都からどのような反対尋問が行われるのかも見どころです。（西島和弁護士の報告を参考にさせて頂きました）

なお、国交大臣の本訴訟への参加の申立ては却下されましたが､「基本高水算出の重要データに関するさいたま地裁の調査嘱託に対し、関東地整が嘘の回答をした」という虚偽公文書作成罪で関東地整をさいたま地方検察庁に告発した件は、 近日中に受理される見通しです。

治水に関する証人　関良基 拓殖大学准教授

「200 年に 1 度の洪水(カスリー ン台風の再来計算)は、国交省・ 日本学術会議の計算値 2 万 1100 トン/秒より、実際には森林保水力の向上などで、2 割も小さい」ことを立証し、国交官僚&御用学者たちの計算のカラクリを明らかにします。

利水に関する証人　嶋津暉之 八ッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表

東京都の水需要の実績か減少の一途を辿ってきているにもかかわらず、東京都は八ッ場タムのために水需要急増の架空予測に固執しています。この予測の非科学性を追及し、八ッ場ダムの不要性がますます明白になってきたことを立証します。

裁判所が結審を急ぐような姿勢も見えますので、再び大勢の方の傍聴で関心の高さを示し、八ッ場ダム推進に責任を負う東京都や学者の証人尋問も必須であることを訴えていきたいと思います。

8 月 7 日(火) 午後 1 時～5 時 東京高裁 101 号大法廷
東京の控訴審／証人尋問

※傍聴券が配布されますので、12 時半頃までに裁判所にお入り下さい。
　手荷物検査もありますのでお早めに。
※裁判後は弁護士会館５階、５０２ＥＦ会議室で説明会を開催する予定です（午後６時まで）。
※問合せ：深澤洋子（Tel/Fax 042-341-7524）

利根川中流部見学会報告

利根川流域市民委員会　遠藤保男

利根川流域市民委員会は利根川水系河川整備計画策定に備え、利根川中流部の見学会を 7 月 12 日と 22 日の 2 回、持ちました。その報告を致します。

①　中流部見学会に至る経過

2009 年の政権交代前から何故か中断していた利根川水系河川整備計画策定作業を関東地方整備局が再開しました。

2011 年 12 月に八ッ場ダム工事再開について、「現在作業中の利根川水系に関わる『河川整備計画』を早急に策定し、これに基づき基準点（八斗島）における『河川整備計画相当目標量』を検証する。」という条件が官房長官の裁定に盛り込まれていて、野田総理が「官房長官の裁定が達成されるまでは本体工事着工はしない」と言明したことで、国交省は利根川水系河川整備計画策定作業を急ぐことになりました。

河川整備計画は 1997 年の河川法改正で「16 条の 2」に位置づけられました。「16 条の 1」は河川整備基本方針を位置づけています。「16 条の 2」は「河川は流域住民の意思を反映させて整備する」ということがこの条文の主旨であることが 1997 年河川法改正を審議した国会での政府答弁になっています。利根川を管轄している関東地方整備局が整備計画を策定します。関東地方整備局は多摩川や鶴見川、相模川、富士川、那珂川、久慈川、荒川なども管轄しています。多摩川は河川法改正後まもなく河川整備計画策定に取りかかり、2001 年 3 月に策定、鶴見川は 2007 年 3 月に策定しています。関東地方整備局が管轄している河川で河川整備計画が策定されているのはこの 2 河川だけです。この 2 河川の整備計画は流域住民と各河川事務所との協働作業で策定されました。何度も何度も川を共に歩いて調査し、公開会議をいくつもいくつも積み重ねました。この 2 河川の流域は日頃から自然保護活動が盛んであること、これまでに水害を経験していることなどから、流域住民の川に対する関心が高い、自分達の川という意識が強いことがその背景にあります。整備計画策定後も住民との協働作業は継続しています。整備計画の実施状況の確認と小さな修正です。整備計画の根幹に関わることについては話合いはそう簡単には進んでいません。常に住民が主人公でいるにはまだまだ克服する課題はたくさんありますが、流域住民はそれに向けて頑張っています。

さて、利根川水系河川整備計画の場合はどうなるのでしょうか？この文の最初に記しましたが、利根川水系河川整備計画を策定して整備目標流量を検証することが八ッ場ダム本体工事着工の条件になっています。八ッ場ダム本体工事着工を急ぐ国交省はなんと、整備目標流量だけを切り離して「70 年から 80 年に 1 回起きる程度の洪水、17,000 ㎥／秒に対応できるようにしたいが、皆さんご意見をください」というパブコメ－**「利根川・江戸川河川整備計画」における治水対策に係る目標流量に関する意見募集－**を 2012 年 5 月 25 日（金）～6 月 23 日（土）に行いました。「この先 20～30 年間で整備できる上限は 70 年から 80 年に 1 回起きる程度の洪水対応が精一杯」という趣旨の説明付きなので、一般的にはこの目標に同意が集まるのは必至です。この目標が認知されると、「そのためには八ッ場ダムが必要」が自動的につながる仕組みになっているのですから、まさに詐術的行為です。本来は利根川水系のあり方をじっくり探る中で、20～30 年の間に何をしなければならないのかを河川管理者と流域住民が協働で積み上げて、利根川水系河川整備計画を策定するのが常道です。今回のパブコメはこの常道を大きく外れるもので、関東地方整備局のやり方はあまりに姑息です。

私たちは今の利根川水系にどのような問題があるのか、先ずは堤防の状況を確認することにしました。

②　7 月 12 日　出前講座

「河川管理者と協働で河川整備計画を」と言っても八ッ場ダム第一の国交省はそう簡単には応じません。何とかして多摩川などの場合と同じ手法での策定を実現することを意識において、関東地方整備局の「出前講座」を利用することにしました。出前講座というのは当該河川に関しての説明を住民等から求められた際に国交省職員が説明に赴く制度です。室内での開催が殆どで、今回のように現場に出ての開催はめずらしいしいとのことでした。

7 月 12 日は 18 人が 1 台のマイクロバスに乗って、13 時から関東地方整備局利根川上流河川事務所職員の案内で右岸 157ｋｍ地点の右岸最小流下能力地点（行田市洒巻地先）、左岸 152.ｋｍ地点の左岸最小流下能力地点（明和町大輪地先）、右岸 148.5ｋｍ地点の右岸決壊想定地点(羽生市本川俣地先)、右岸 139.0㎞ 地点の H13 堤防漏水地点（加額市大越地先）、右岸 136.0km 地点の右岸決壊想定地点（被害総額 34 兆円としている地点　加須市弥兵衛地先）、右岸 134.0km 地点のカスリーン台風決壊箇所と首都圏氾濫区域堤防強化対策事業完成地点（加須市新川通地先）を見学しました。最小流下能力地点ではいわゆるスライド堤防高の説明を受けました。堤防の幅が規格より狭いとする箇所と規格に合っている箇所が隣接している地点もありました。H13 堤防漏水地点（加額市大越地先）では堤防の基盤下から漏水があったことの説明、その対策として鋼矢板による底部地盤の漏水防止対策、遮水シート・コンクリートブロックによる堤防の漏水防止対策を実施したとの説明を受けました。首都圏氾濫区域堤防強化対策事業完成地点では現規格堤防、首都圏氾濫区域強化堤防、高規格堤防（スーパー堤防）が隣接していました。そこでは、利根川のスーパー堤防計画は防災拠点に限られているとの説明を受けました。堤防の厚さが不足している堤防の現在の評価方式（スライドダウン堤防）、首都圏氾濫区域強化堤防の巨大さなどについては疑問が残りました。また、堤防のすべり破壊やパイピング破壊を起こす危険性がある脆弱な堤防の強化対策が後回しになっていることは大いに問題です。いくつかの地点では京都から駆けつけられた今本博健先生からの解説をいただくことも出来ました。

③　7 月 22 日　現地見学会

7 月 22 日 10 時に高崎線の本庄駅に集合、約 70 名が大型バスと小型バスに乗り分けて出発、左岸 182km 地点の八斗島水位観測所、右岸 157km 地点の右岸最小流下能力地点（福川合流点の上流）、利根大堰、左岸 152km 地点の左岸最小流下能力地点・氾濫想定地点（明和町大輪地先、現地で道路が狭く大型車通行不能と判断。やむなく通過し、下流の昭和橋通過時にバスから目視）、右岸 139km 地点の H13 年堤防漏水地点（加須市大越地先）、右岸 134km 地点のカスリーン台風決壊地点と首都圏堤防完成地点（大利根町新川通地先）、右岸 121.5km 地点の江戸川分岐点（野田市関宿地先）を見学しました。参加者が多かったので大型バスも使用することになり、事前の通行道路の確認のため、神原禮二さんご夫妻には多大な尽力をいただきました。その結果、ほぼ予定通りのコースで全行程を回ることができました。この日は大熊孝先生に新潟から参加いただき、要所要所で説明をしていただきました。

当日の説明資料は嶋津さんが作成、全水道関東地方本部がカラー印刷、と内容も見栄えも素晴らしいものでした。参加いただいた皆さんにも利根川中流域の堤防の実態や八斗島水位観測所、利根大堰、江戸川分岐点などを実際に触れていただくことができました。そう暑くもない楽しく充実した一日でした。皆さん、ありがとうございました。

利根川水系河川整備計画策定に私たち流域住民が積極的に関わっていけるよう、これからも利根川水系の実態と問題、そして解決すべき方法と優先順位などを調査・研究していきたいと思います。そして「利根川水系河川整備計画の市民案」を提示できるように準備に取りかかることにします。

皆さんのこれからのご協力をよろしくお願いいたします。

次ページに見学コース案内図といくつかの写真を掲載します。

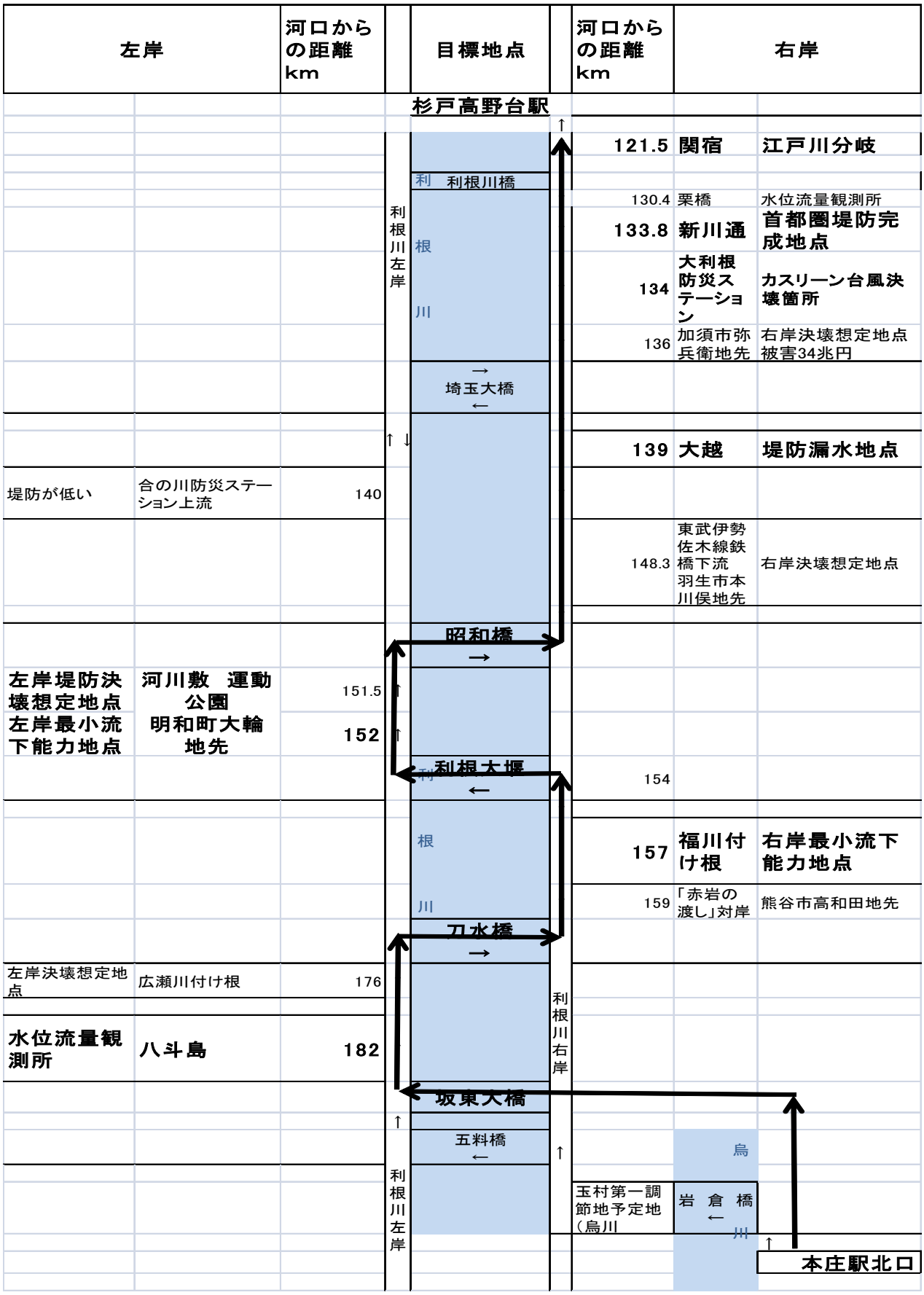

7/22　見学会コース　本庄駅北口から太字箇所を回りました。数字は利根川河口からの距離です。

7/22　左岸 182km 地点。八斗島水位観測所付近で、洪水時の流量実測について説明する大熊　孝氏。「1 割の誤差はつきもの」と語る

6/9（事前調査）　右岸 139km 地点　H13 年洪水で堤防基盤からの漏水が発生した大越地先。堤防から住宅側を見る。この日は雨が降っていた。今は堤防の補修を終えているが、いまだに水たまりの辺りから川側の水が漏れ出しているようであった。ここにおいても近い将来、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業が行われる。

7/22　右岸 157km 地点　右岸最小流下能力地点
上の写真右端の構造物は福川の水門。洪水時には利根川が逆流しないようにこの水門を閉じる。
上の写真、堤防の左側にコンクリート製の道路のようなものは、川側の段型堤防の平らな部分（小段）で、それより下までが堤防幅となっている。
下の写真は上の写真の左側部分のすぐ上流部分。この部分の堤防は上の写真にある段型堤防が見られない。よって、堤防幅が不足しているとされ、流下能力計算時には堤防高として実際の堤防高ではなくスライドダウン堤防高が使われ。そのため、流下能力が小さく計算されている

7/22　右岸 133.8km 地点　手前は現規格の階段型堤防。高さ 2.5mごとに平たい部分があり、堤防の縦横比は 1：3。奥は首都圏氾濫区域堤防強化対策事業による完成堤防。川側の勾配は 1：5、住居側が 1：7 になっているから、堤防底部の幅は現規格堤防よりはるかに広いことがこの写真からよく分かります。

7/22　右岸 121.5km 地点　江戸川分派点直下の江戸川の関宿水閘門で、左端に閘門がある。水閘門の向こう側に利根川と江戸川の分岐点がある。この写真の右側に中之島があって、そのさらに右側江戸川の広い河道（高水路）であるが、洪水時以外は水が流れない。大熊　孝氏は「ここで利根川本川と江戸川に利根川が分かれる。問題は分かれるときの流量比（分派率という）。利根川本川への分派率が計画よりも高くなっているので、利根川下流部により多くの洪水が流れている。洪水時に江戸川にもっと流れるようにしなければならない」と指摘された。

ハッ場の今

――ＳＴＯＰハッ場ダム・市民ネット――

水没地内の状況

昨年 12 月 22 日夜、4 人目の前田国交大臣が「建設推進」を告げて以来、大きな進展はない。半年経た今も立ちはだかっているのは以下の藤村官房長官裁定案２事項で、お陰様で本体工事費 18 億円はストップされている。

無論、反対市民側としては、利根川水の整備計画がじっくりと検証され確立されることを切望してやまない。

1、現在作業中の利根川水系に関わる「河川整備計画」を早急に策定し、これに基づき
　基準点（八斗島）における「河川整備計画相当目標量」を検証する。
2、ダム検証によって建設中止の判断があったことを踏まえ、ダム建設予定だった地域に対する生活再建の法律を、川辺川ダム建設予定地を一つのモデルとしてとりまとめ、次期通常国会への提出を目指す。

さて、地域内の生活再建事業は三大別され、①「水特法」に基づき閣議決定された 62 事業、②「利根川・荒川水源地域対策基金」の基金事業、それと③ダム事業によるものがある。

62 事業中、実施化されているのは、長野原地区の「園芸施設整備事業」の「イチゴ栽培」、林地区の「花栽培」。

基金事業には現在、以下が浮上しているが、初のスタートを切ったのは去る６／２６に１年後の完成を目指す林「道の駅」。同じく完成した、川原湯打越代替地の温泉配当施設は、ダム事業の枠組みによってなされている。

①　林　　地域振興事業　「道の駅」建設　※６／２６地鎮祭
②川原畑　　〃　　クラインガルテン構想　※予定地は地滑り地帯

ところで、観光会館を始めとした諸施設建設が、容易に具体化しない背景には、２００７年になって、ようやく水没住民に明らかにされた“新たな約束反故の事実”が、大いに作用しているようだ。

１９８０年代、地元民がダム建設を泣く泣く受け入れた根底には、ダム湖の廻りにそのままズリあがって、元の集落単位の生活が営めるとの群馬県の甘言があった。同じように、バラ色に縁どられた諸施設の運営は、水源地域振興公社（仮称）によって運営され、その費用は下流都県が負担してくれる旨の県の説明を、地元民は信じきってきた。ところが、結局、運営・維持管理は地元負担となる事実が判明したのは、も早、がんじがらめにされて引き返すこと叶わなくなった５年前の２００７年であった。またものペテン的約束反故であった。

人口激減地での運営は大変である。なお川原湯地区での移転未契約軒数は現在、旅館２軒、一般１軒とされる。

６月末時点での水没地内の人口推移

		川原畑	川原湯	横壁	林	長野原
2012 年 6 月　今年	世帯数	２２	５４	４５	１０１	２８５
	人　口	６１	１６０	１０３	２７７	７５１
2011 年 6 月　昨年	世帯数	２１	５２	４５	１０２	２８７
	人　口	６６	１５５	１０３	２８６	７５９
2002 年 4 月 10 年前	世帯数	９０	１７４	５７	１０７	３２２
※補償額支給開始直後	人　口	２２６	４９４	１７２	３５１	９１４

７／７　５人目の羽田国交相

ハッ場ダム・初視察

着工時期には言及せず

打越代替地を視察する羽田国交大臣
右は案内する大沢群馬県知事

羽田健一郎国土交通相は７日、八ッ場ダム建設予定地（群馬県・長野原町）を訪れ、大沢群馬県知事・高山長野原町長らが出迎える中、移転済み代替地などを視察した。

前田武志前国交相の建設継続方針を踏襲することは言明したが、本体工事については、官房長官裁定案の、「利根川水系河川整備計画の策定」を掲げ、「着工時期は言える段階ではない」として踏み込まなかった。

「生活再建策は全て９割完成している」と語る大沢知事は前々日５日午後に羽田大臣からの電話があり、「前田大臣の考えを継承すると言ってくれていたので安心感の中で迎えられた」と事前の経緯を明らかにした。

住民対話の必要性は、前国交相との話合いがすんでいるので今回は視察だけということになったとも添えた。

羽田国交相に直接その場で「早期完成への要望書」を手渡した高山町長もまた、「視察すればわかる。予算（１８億円）の執行でいいんです。決まることが着工ですから」と信頼感を漂わせ、「ダムが出来て初めて生活再建ですから」と語り、「生活再建」＝ダム本体工事と、この日も「まず完成させることが大事」と強調し、あくまでもダム本体工事に固執していた。

水没地内の視察を終え、全水没地川原畑地区代替地の高台で記者会見に臨んだ羽田国交相は記者団の質問に対して「生活再建をしっかりと進めていかなければならない」としたが、「裁定案をまず」と応え、「目標？まだその段階ではない。本日は視察だけですから」として言及は頑なに避けた。

県・町・自民党県議団も「視察して進捗度を見て貰えば全て解決する」とするが、残っているのはこの間、棚上げにしてきた難問題や難工事だらけであって、未だ着工の目途が経たない現実下、道のりは遠い。

５人目の大臣視察に町民の率直な感想は“あの程度の大臣”と、概して冷ややかであった。　【鈴木郁子　記す】

現地反応を報じる、翌８日の上毛新聞社会面トップ。記者４名で水没地内の声を拾っていた。

【上毛新聞２０１２年７月８日(日)19面】

国交省八ッ場視察…
セレモニー／地元に関係ない／早く本体工事を
いら立ちピーク

羽田雄一郎国土交通相が長野原町の八ツ場ダム建設予定地周辺を視察した7日、地元住民からは早期のダム本体着工を求める声が相次いだ。政権交代後、3年足らずで国交相は5人目。前田武志前国交相が建設継続を表明したが、ダム本体がいつ着工されるのか見通しさえ立たない。計画から60年。視察は短時間に終わり、羽田氏が工事の遅れの打開策を示さなかったことで、住民のいら立ちはピークに達している。

「視察よりも実行あるのみだ」。川原湯温泉旅館、山木館の樋田洋二社長は国交相の現地視察にもう期待を抱けなくなった。「前大臣も現地に来て『(ダム建設を)進めます』と言ったが、本体工事はまったく進んでいない。視察はセレモニーをやっているだけ」と話す。

八ツ場ダム水没関係5地区連合対策委員会の萩原昭朗委員長は、視察について「大臣が変わるたびに来るので、特に期待はなく、地元住民にとってはあまり関係ないこと」とばっさり。その上で「家を移したり、道の駅を造るだけが生活再建ではない。ダム本体の工事が進み、ダム湖があって初めて、生活再建が意味をなしてくる」と強調。地域振興にダムは不可欠と訴えた。

同委員会の篠原憲一事務局長は「これまで60年がかかり、工事がここまで進んでいるのが、八ツ場ダムの現状」と指摘し、「地元の現状を考慮し、本体予算の執行、そして1日も早い本体着工をお願いしたい」と要望した。

羽田氏がダム本体の着工時期については「年度内かどうかもコメントできない」としたのに対し、柏屋旅館の豊田幹雄社長は「地元はいつも『ダムの早期完成』を言い続けている。国交大臣サイドで判断し、どんどん進めていってほしい」と要求。川原畑地区八ツ場ダム対策委員会の野口貞夫委員長は「そもそも、ダムが必要だと判断して前大臣が建設継続を決めたのに、本体着工の条件を出すこと自体おかしい」と政権のやり方に疑問を呈した。

一方、八ツ場ダム建設に反対の立場を取るＳＴＯＰ八ツ場ダム・市民ネットの鈴木郁子代表は「見直しに遅すぎるということはないし、ダム無しでも生活再建はできる。若い大臣の良識を期待したい」と話した。

「ダムなし再建」チラシ配布す

７／１１　４２００世帯に
長野原町全域・東吾妻町一部

そこで、地すべりの危険性など数多くの危険性とムダを指摘し、現地にチラシ配布を重ねてきた、私たち「ＳＴＯＰ八ッ場ダム市民ネット」は*「ダムなしでも生活再建は可能。ダム提と一体と思い込まされていませんか？」*の、次ページの両面チラシを７／１１に、長野原町全域と、今回から東吾妻町の関係地区１３５０世帯にも入れ、合計約４２００世帯への新聞折込を実施しました。４回目になります。

No.4

長野原町
東吾妻町の
皆さまへ

ダムなしでも生活再建可能？

5／11実施の学習会要旨

本当にダムに沈めていいのですか？

皆さま方の大切な生活再建は、

「ダム建設と一体」

「ダムを完成させなければ、これまでのご苦労に対しての補償金はもらえない」と思いこまれ、(され)ていらっしゃいませんか？

吾妻渓谷・八丁暗がり。ダム完成後は、若山牧水が予言した「水が溜れたよりも悲惨なことになるにきまつてゐる」に……

本年3月13日（火）、閣議決定となった、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法について」には、ダム中止後の地域再建策が明記されています。しかも、これは「議員立法」ではなく、内閣が作る「閣法」です。国交省が動いて、法律案を作った、絶対に通る法律なのです。 ※裏面に詳細と「閣法」の説明あり

川辺川では中止時、たった一軒を残し、約五百世帯の移転が完了していました。

ダム中止は今や時代のニーズ

去る5／11夜、「川辺川を守る県民の会」中島康代表は、「国交省の対応が劇的に変わってきた」ことを前提にして、次のように語りました。

①「今回の特措法というのは、ひょっとしたら農地解放と同じくらいの大きな、日本の転換点」

②「今まではダムを造るのに金を出すのは当たり前。ダムを造らない事に金を出すということは、いまだかつて日本の政府としては無かった」

③「今度のこの法律ができることによって、やっと公共事業に対して、それに関係する住民の声というものが、今までよりも格段に違ったくらいの力で、反映されてゆく可能性がでてきた。

――皆さんの生の声が届けられる、絶好のチャンス到来！！――

広島県は、このほど「鞆の浦」の埋め立てを撤回することを正式決定。周知のように長年にわたり紛糾してきた、ムツゴロウのいた諫早湾でも、埋め立て地の復元が決定されています。

巨費を投じた世界最大級の中国の「三峡ダム」では、地滑りにより三万人もの避難が開始されました。これらは、ことごとく指摘され続けていたことでした。

ご聡明な長野原町・東吾妻町の皆さま方、吾妻渓谷も川原湯温泉も、一木一草に至るまで、昔から皆さまの町にあったかけがえのない財産に他なりません。しかも、「川原湯岩脈（昇龍岩・臥龍岩）」は1934(昭9)年からの国指定の天然記念物です。ご先祖から受け継がれた遺産の数々を、むざむざと湖底に沈めてよいのでしょうか？

今こそ、八ッ場ダム中止を

※5／11八ッ場現地で開催の、「県民の会」代表・中島康さんによる、2009 年のダム中止後の「川辺川ダム実情学習会」での講演をもとに作成したものです

ダム中止はもはや流れです

昨年３月１１日、未曾有の震災と原発事故に見舞われた日本は、未だその収拾に苦しんでいます。
また、増税法案は国会を通過してしまいました。この国はこの先、いったいどうなってしまうのでしょうか?
ところで政府は、八ッ場ダム継続を決定しましたが、予算の執行は見送られています。
このような中で不必要なダム建設が国民の批判を浴びるのは確実です。
たとえ本体工事が完成しても、ダム湛水には重大な危険が指摘されています。東北震災以後、全国各地の活火山、断層帯において異常現象が観測されています。浅間・白根山の噴火はダムにとって重大な脅威です。

「ダムなし」地域再生に途あり

—ダム中止・特別措置法—

ダム計画廃止の先蹤である熊本県川辺川ダムにおいては、
①２００億円の予算を投じて地域振興計画が策定されています。
②「ダム計画中止に伴う特定地域振興に関する特別措置法」は、内閣提出の法案として、成立確実視。
八ッ場ダムはムダです。しかし、地域振興は無駄ではありません。
長年にわたって川原湯地域を翻弄し続けたダム計画に対する補償としては道理があります。

【閣法】とは
国会に提案される法案のうち政府が提出するもの。内閣が出すためこのように呼ばれる。
国会が唯一の立法機関で法案が法律となるには国会で可決されなければならない。政府提出の「閣法」と議員が提出する「議員立法」があり、後者で衆議院議員提出の「衆法」、参議院議員提出の「参法」がある。

子孫に誇れる故郷を残そう

川辺川ダム予定地五木村は過疎・疲弊に悩む地域でしたが、再生計画のもと、予定地・県・国の協議によって、住民意思の反映を可能とする振興策が作成されています。
特措法においては、国有地であるダム用地の県への無償譲与も規定されています。個人による買取りも可能とされています。
美しく豊かな自然に恵まれ、産業基盤もある川原湯は、誇るべき郷土として必ず再生できます。

2008年4月、栄橋の上から撮った「川原湯岩脈」の全景です。
川面にはりだしているのが、臥龍岩。国道を隔てて、昇龍岩があります。
さらにその前方には、川原湯温泉街のレトロな雰囲気の全旅館の家並みが臨めました。今はもう無い、移転前の手つかずのひなびた景観でした。

「ＳＴＯＰ八ッ場ダム・市民ネット」
TEL：027-373-5672／090-2910-4722　(代表:鈴木郁子)
郵便振替口座　００１３０－２－６９４８４８
メール：spq272s9@rondo.ocn.ne.jp
ブログ：http://s35.gunmablog.net/

会員募集中！　会費やカンパ等で作成しております。お力添えを
会費　年間一千円　　準会員は不要

平成２４年７月２３日

国土交通大臣　羽田雄一郎　様

美しい錦川を未来へ手渡す会
代表　吉村健次
水源開発問題全国連絡会
共同代表　嶋津暉之
共同代表　遠藤保男

平瀬ダムに関して厳正な判断を求める要請書

平素より国民のためにご尽力いただき、感謝いたします。

去る７月１１日に開かれた「今後の治水のあり方に関する有識者会議」は、山口県の平瀬ダムの検証報告を追認し、平瀬ダムの継続が妥当だという意見をまとめました。しかし、山口県の平瀬ダムの検証報告はダム計画の推進を前提とした、きわめて恣意的なものです。そのように客観性を欠いた報告をそのま受け入れた有識者会議は、単なる追認機関に過ぎず、その存在意義を疑わざるを得ません。ダムによらない治水のあり方を追求するという有識者会議の本来の設置目的は消えてしまいました。

平瀬ダムは有識者会議の審議が終わりましたので、近々、国土交通大臣の対応方針が決定されることなっています。しかし、次に述べるように、平瀬ダムは治水利水の両面で必要性が希薄であり、且つ、錦川の環境に多大な影響を与えるものですので、有識者会議の意見によることなく、国土交通大臣として平瀬ダムに関して厳正な判断をされ、検証のやり直しを指示されることを要請いたします。

１　平瀬ダムの完成予定時期は平成２６年度でしたが、平成３３年度まで延期されることになりました。延期の理由は財政事情ということですから、財政事情が好転しなければ、さらに延期されるに違いにありません。平瀬ダムが流域住民の安全を守り、飲料水を確保するための喫緊の対策であるならば、安易に延期することはありえません。たやすく延期されるところに、平瀬ダム事業の必要性が希薄であることが如実に示されています。

今、日本の各都市の水道用水は人口の減少と節水型機器の普及によって減少傾向になっており、今後もその傾向が続いていきます。平瀬ダムの利水予定者である岩国市も例外ではありません。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、岩国市の人口はかなりスピードで減少し、平成４７年には現状の７３％になります。したがって、ダムの

完成時期の延長によって、岩国市の水道にとって平瀬ダムがますます無用の存在になることは確実です。

２　ダムに依存する治水対策はギャンブル的です。ダム集水域に計画通りの雨が降れば、所定の効果が得られるかもしれませんが、洪水時の雨の降り方は様々であり、ダム集水域以外のところに集中的に雨が降れば、ダムの治水効果を期待することができません。平瀬ダムはまさしくそうであって、たとえば、平成２１年７月の梅雨前線豪雨において中下流部で氾濫の危険性を生じさせたのは、錦川の平瀬ダム予定地より下流で合流する宇佐川や本郷川などの支川からの流入でした、この洪水で仮に平瀬ダムがあっても、その上流域の雨量は少なく、平瀬ダムの治水効果はほとんどありませんでした。

このように、ダムというものはその上流域に所定の雨が降らなければ効果がないのであって、ダムに依存する治水対策を進めることは危険です。治水対策の王道は河川改修、すなわち、堤防の嵩上げ、強化、河床の掘削であり、流域のどこに雨が降っても確実に対応できる洪水対策です。錦川においても、雨の降り方によっては効果がない平瀬ダムの建設をやめて、その予算を河川改修に回すべきです。

３　錦川に沿って、錦川清流線という名の第三セクターの一車両だけの鉄道が走っています。魚の絵などが描かれたユニークな車両です。錦川清流線という名のとおり、錦川は素晴らしい清流で、一級水系で日本一の清流になった尻別川をも凌ぐとされています。この類い稀な清流を主に維持しているのが、平瀬ダム予定地の直上流で流入する木谷川で、その流域はブナの原生林で覆われています。既設の菅野ダム等を経由して流れてきた本流とこの木谷川の合流点を見ると、ダム経由の水がどんより濁っているのに対して、木谷川の水の透明さは際立っています。その合流点直下に平瀬ダムを建設すれば、水質が悪化して、錦川の素晴らしい清流が永遠に失われるに違いありません。

また、錦川の水質が悪化すれば、「錦帯橋」の景観も悪くなり、岩国市民の期待が高い「世界遺産登録」が難しくなってしまいます。錦川の素晴らしい清流を守るために、平瀬ダムを建設してはなりません。

連絡先　美しい錦川を未来へ手渡す会
代表　吉村健次
０８２７－７６－０３０３
Mail　neonishiki@mail.goo.ne.jp

2012 年 7 月 25 日

長良川河口堰の「開門調査」実現めざして

長良川市民学習会　武藤　仁

2011 年２月、共同マニフェストに「河口堰の開門調査」を掲た大村、河村両氏が愛知県知事・名古屋市長の同時選挙で当選。これに基づき大村知事は同年６月「長良川河口堰検証プロジェクトチーム（ＰＴ）」を発足させました。また、このＰＴの下に専門委員会が設置されました。これらの委員会はいずれも河口堰を肯定する立場、批判する立場双方の学者からなり、会議はすべて公開。傍聴する私たち市民も発言する時間が設けられるなど画期的なものでした。

11 月 7 日専門委員会は「５年以上の開門調査」を提言する報告書を発表しました。これに対し国は猛反発。早速、愛知県知事に対し「河口堰は有効」を主張するとともに、岐阜・三重県にも同主張を伝達しました。

2011. 12/11 中日新聞

「昔のような宝の川にしたってください」と語る大橋亮一さん（右から2人目）＝名古屋市中区で

「長良川に清流戻そう」

河口堰シンポ　専門家、漁師ら講演

東海三県の市民団体によるシンポジウム「長良川河口堰（ぜき）開門と生物多様性　よみがえれ長良川！よみがえれ伊勢湾」が十日、名古屋市中区の伏見ライフプラザで開かれた。河口堰を問題視する専門家や漁師らの講演を二百五十人が聞いた。

開門調査を求める報告をまとめた県の専門委員会で共同座長を務めた今本博健・京都大名誉教授は、生態系への悪影響や利水、治水効果が小さいといった

シンポジウム「よみがえれ長良川！よみがえれ伊勢湾！」

河口堰開門への流れを止めてはいけない。開門こそが長良川・伊勢湾の環境改善につながると訴えてきた私たちは、生物多様性ＣＯＰ１０を地元で支えた市民団体のみなさんと協力し、「長良川河口堰開門と生物多様性」をサブタイトルにシンポジウム「よみがえれ長良川！よみがえれ伊勢湾！」を 12 月 10 日に名古屋市において開催しました。私たちの呼びかけに 79 団体から協賛・後援が寄せられました。当日は大村愛知県知事と河村名古屋市長も出席。開門調査実現に向けた両氏の固い決意の挨拶がありました。テレビ各社が会場の様子を放映し、市民に大きな反響がありました。

関心高まる「河口堰開門」

12 月 26 日、日本魚類学会は「開門調査を支持」を明らかにするとともに、国、水資源機構、三県一市に意見書を提出。開門を期待する多くの市民を勇気づけました。

「河口堰開門」の関心は高まり、ＮＨＫは 12 月に、東海テレビは今年１月に「特集」番組を組みました。

魚類学会、開門調査を支持

長良川河口堰で意見書

2011 12/26 中日(夕)

愛知県の有識者会議が長良川河口堰の開門調査の是非を検討する中、日本魚類学会（会長＝後藤晃・北海道教育大特任教授）が「生物多様性の著しい回復が見込める」として、調査を支持する意見書をまとめた。学会は、千四百人でつくる国内最大の魚類研究者の集まりで、開門調査への態度を表明するのは初めて。

二十六日に愛知、岐阜、三重の三県の知事と名古屋市長、国土交通相、環境相、水資源機構の理事長宛てに意見書を郵送した。

意見書では、海水と淡水が混じる汽水域に河口堰が設けられ、「川と海を回遊する魚類の生息環境を著しく変化させた」と指摘。堰上流は淡水化され、「ヨシ帯やカニ、ゴカイ類などが激減し、汽水性の魚類も多くの生息場を失った」としている。

その上で、開門調査を「自然再生の重要な試み」と評価。自然の保全と復元の責務を定めた生物多様性条約に触れ、「後世代に残すべき貴重な自然を認識し、条約の責務を果たすことで国際社会に誇れる」として調査実施を求めている。

意見書の提出は学会に、評議員の向井貴彦・岐阜大准教授が提案した。向井准教授は「開門調査で汽水域が回復すれば、伊勢湾全体の環境改善にもつながる」と話す。

開門調査をめぐっては愛知県の有識者会議の専門委員会が十一月、五年以上の開門調査の実施が望ましいとする報告書を採択。国交省は「塩水が堰の上流に残って水中の酸素濃度が下がり、生態系を壊すおそれがある」、岐阜、三重県は「塩害が起きる」などと開門調査に反対している。

2011. 12/26
中日新聞（夕刊）

長良川河口堰検証プロジェクトチーム（ＰＴ）報告

検証が注目される中、ＰＴは、年末から報告書のまとめに入りました。ところが河口堰を是とする二人のＰＴ委員は、「専門委員会報告書」の内容を認めようとしない議論を始めました。一人は、「この委員会は「開門」を検討する任務ではない」と。一人は、「根拠がない非科学的な報告書で、再度、真の専門家（？？）が検証する必要がある。」との悪罵を吐き、座長から撤回を求められ、釈明する事態もありました。そんな凄まじい討論状況のもと限られた時間の中で、PT は「長良川河口堰の最適な運用」というキーワードを確認し議論を進行させました。

議論の末１月 17 日、PT は①合同会議の設置②関係者の理解・合意と愛知県の率先的行動の二つを提言し報告書をまとめました。堰の運用の検討をめぐっては「堰上流に塩水を遡上させるかどうか」が最大の論点です。①は「遡上させない」ことを前提にした国がこれまで設置してきた検討会と「遡上させる」ことを検討した愛知県 PT の「合同会議」を設置し、最適な運用を追求しようというものです。②は、知多地域の河口堰を前提としない水源への切り替えなど６項目からなる愛知県が率先して行うことの提言です。

ＰＴの報告書を受けて大村知事は、国に対し合同会議設置に向けた要請を行うとともに「河口堰検証」に対する抵抗が大きい県庁内体制の対策に動きました。

2012．1/18 中日新聞

（第3種郵便物認可）　中　四

長良川河口堰

開門調査「国と議論を」

愛知県　有識者会議が報告書

長良川河口堰（三重県桑名市）の運用方法を話し合う愛知県の有識者会議は十七日、長良川を管理する国土交通省と県の合同会議を設置し、開門調査も含めて議論するよう提言する報告書をまとめた。下部組織の専門委員会が昨秋にまとめた「五年以上の開門調査実施」を求める報告書と併せて今月下旬、大村秀章知事に提出する。有識者会議の提言は開門調査の可否には踏み込まず、国にも検討を迫る形となった。

開門調査は、大村知事と河村たかし名古屋市長が昨年二月の知事・市長選で公約。愛知県が昨年六月、有識者会議を設けた。河口堰を管理する国交省中部地方整備局などは、堰の幅広い操作方法を探る有識者のモニタリング部会を設置。開門調査には「塩害が起きる」と反対している。今回の報告書は、開門まで検討しているかどうかで県と国交省側の議論に隔たりがあると指摘。両者の委員による合同会議を設け、あらゆる可能性を審議するよう求めた。

さらに愛知県に対し、河口堰から取水している知多半島四市五町の水道水源切り替えや、開門した場合に塩害が懸念される福原輪中（愛西市）の調査などを行うよう提言した。

有識者会議の専門委員会は昨年十一月、五年以上の開門調査を求める報告書をまとめたが、岐阜、三重両県から反発の声が出ている。

岐阜、三重県　静観の姿勢

愛知県の有識者会議の提言に対し、岐阜県の古田肇知事は十七日、「愛知県がどう判断し、何を提案しようとしているのかが大事。そこに至るまではプロセスの問題」として、大村秀章愛知県知事の判断を見守る考えを示した。「単に五年開けるというだけでは、行政として提案の体をなしていない。岐阜県は塩害を絶対に生じさせないことに細心の注意をしており、どんな提案がされるのか関心がある」と話した。

三重県土地・資源室の担当者は「これまで通り、開門調査に応じられないとの立場は変わらない。今後、報告書を受けて愛知県がどう対応するのかを見守っていく」と語った。

ビジネスパーソンの名探偵　毎日マネー（Edy）も使えます

大村知事が公約した開門調査をめぐって、議論が続く長良川河口堰＝三重県桑名市で

解説

実施の可否 踏み込まず

有識者会議の報告書は、長良川河口堰の開門調査の可否には踏み込まず、国との合同会議設置の提言にとどまった。開門には、河川を管理する国や建設費を負担した岐阜、三重両県が反対しており、愛知県だけが望んでも実現できない。五年以上の開門実施を求めた下部組織の専門委員会は委員二人が辞任して混乱したが、有識者会議は国を同じ議論の土俵に引き入れることを優先した。

大村秀章知事は昨秋、開門調査に異を唱える国交省中部地整幹部に対し「最後は政治が決める。現状ではない運営方法を模索する」と強調。知事の姿勢はもう固まっているともとれる。

報告書では、塩害と利水での悪影響を避けることを開門調査の要件とした。専門委は、河口堰から取水する知多半島の水道の代替水源として、岩屋ダム（岐阜県下呂市）の水を挙げたが、水利権を持つ農業・工業関係者の合意を得るにはかなりの困難を伴う。三重県の工業用水にも塩水が混じる恐れがあり、代替水源が必要だ。塩水がどこまで遡上（そじょう）するかも不明で、塩害が出たときの賠償方法にも言及していない。

中部地整幹部は合同会議設置に否定的だ。愛知県の議論は昨年六月から七カ月で節目を迎え、会議を主導した小島敏郎座長（青山学院大教授）は「ようやく第一歩を踏み出せた」と語ったが、開門調査へのハードルはまだ高い。（島崎諭生）

◆有識者会議の報告書の骨子

・愛知県と国土交通省の専門家による合同会議を設置し、開門調査も含めて議論する

・国や地方自治体、漁業・利水関係者らの合意が得られたら、開門調査の協議機関を設け、公開で議論する

・愛知県が率先して、知多半島の水道水源の切り替えや、塩害が懸念される福原輪中の影響調査、工業・上水道会計の適正化、節水呼び掛け、農業用水の取水実態の調査を行う

◆専門委員会の報告書の骨子（昨年11月）

【開門調査の提案】
・利水に支障が出ず、塩害が起きない前提で、関係者の合意が得られた場合に開門調査を行う
・開門期間は5年以上とし、生物の全生活史を観察する
・岩屋ダム（岐阜県下呂市）の水が、河口堰の代替水源になりうる

【河口堰の検証】
・計画の16%しか取水しておらず、水余りになっている
・完成後、生物の生育環境に悪影響があった

【開門の効果】
・サツキマスやヤマトシジミの生息回復が期待される
・藻類の発生が減少する

「最適運用検討委員会」設置と「合同会議」に向けた動き

新しい年度を迎え愛知県は地域振興部長、土地水資源課長など大幅な人事異動を発表し「率先的行動」に対応できる体制づくりを目指しました。

６月 14 日ＰＴ提言に基づき愛知県は「長良川河口堰最適運用検討委員会」をスタートさせました。この委員会は検証ＰＴ座長を務めた小島敏郎氏を委員長に県から委嘱を受けた 10 名の委員で構成されています。委員は利水（リーダー伊藤達也）、塩害（同今本博健）、環境（同村上哲生）の３チームに分か

愛知県知事
大村 秀章 様

アイチ・ナゴヤ共同マニフェスト
「長良川河口堰の開門調査」の実現を支持します！

2010 年に愛知県・名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議では、生物多様性保全の世界共通の目標「愛知ターゲット」が採択されました。

愛知ターゲットが求める「実効性のある緊急行動を起こすこと」はその名を冠した愛知県の義務であり、知事はアイチ・ナゴヤ共同マニフェストの中で「環境首都アイチ・ナゴヤ」の 10 項目のひとつに「長良川河口堰の開門調査」を掲げ、検証プロジェクトチームの設置などにイニシアティブを取られていることに敬意を表します。

ご承知の通り、河口堰については具体的な検討を行った PT 下部組織の専門委員会がその報告書で「環境については、水質の悪化、漁獲高の減少など、深刻な状態にある。長良川河口堰の利水効果はきわめて限定的であり、治水効果もほとんどない。開門しても、利水への対応は可能であり、土堰や地下水が塩水で汚染される可能性はほとんどない。これらは河口堰の運用の改善により解消されるものではなく、運用を続けるかぎり環境破壊は確実に進行することになる」との見解を示しています。

長良川が流域全体を含めた豊かな自然のつながりの象徴であるサツキマスやアユをはじめとする生命、そして流域の文化を未来に引き継ぐためにも「開門調査」に向けて知事が一層のリーダーシップを発揮されることを、日本の川の再生を望んでいる全国の市民が関心を持ち、また応援しています。

氏 名：　　住 所：　都・道 府・県　市・町 村

our common waters　　パタゴニア日本支社／長良川市民学習会

れて専門的な検討と庁内検討チーム（土地水資源、農地計画、水道計画）との意見交換を行います。第２回委員会は８月３日に開催され、愛知県の脱「長良川河口堰」の検討が本格化します。

私たちは、マニフェストを貫き「ぶれない」こうした大村知事の姿勢を支持する「はがきキャンペーン」をパタゴニア日本支社と共同で始めました。全国の皆様のご協力お願いいたします。

2012. 5/14 朝日新聞（夕刊）

長良川河口堰開門調査

合同会議設置で
国と愛知県合意

愛知県の大村秀章知事が公約に掲げる長良川河口堰（かこうぜき）の開門調査について、大村知事は14日の記者会見で、国土交通省と県が開門調査の課題などを話し合う合同会議を設置することで合意したと発表した。

愛知県が設置した開門調査のプロジェクトチームがまとめた報告書で、外部の有識者らによる合同会議の設置が提言され、県側が今年1月、国交省に申し入れていた。

国との「合同会議」設置の動きも始まっています。大村知事の要請と「開門調査」を求める世論に押され、国は愛知県が主催する「長良川河口堰合同会議準備会」に協力することになりました。この準備会は稲垣隆司前愛知県副知事を座長に愛知県ＰＴ委員２名（小島、蔵冶）と国、水機構が設置する「長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会」委員２名（松尾、関口）の５名で構成されています。7 月 24 日の第１回会議は、「準備会自体が何をするのか」で右往左往する議論の状況で終わりましたが、「公開」「傍聴者の発言時間」が保障されたもので確実な一歩です。

清流国体を機に「開門調査」の実現を！

長良川は岐阜県を貫いて流れます。岐阜県民は河口堰問題に強い関心を持ち「開門」を望んでいます。しかし、下流の海津市が開門に伴う塩水遡上による「農業への塩害」を理由に強硬に反対しているため知事と県議会は開門の声に背を向けています。私たちは、そうした危惧を払しょくするためにも今「開門調査」が必要であると訴えています。ＰＴ委員の蔵冶氏らを講師に招いて 4 月 1 日岐阜市において開催した市民学習会「長良川河口堰の『開門調査』実現をめざして」には約 100 名の市民が参加しました。

今年秋岐阜県では「清流」を冠にして国体が開催されます。５月 15 日私たちは 14 名の要請団で知事に「清流国体を機として『岐阜県の宝・長良川』の清流回復に向けた要請」と長良川河口堰調査検討会議長に「清流国体を機とした長良川河口堰『開門調査』実施にかかる要請」を行いました。また、７月１日朝日新聞朝刊（岐阜県域）に全面カラーの意見広告を出し、「河口堰の開門調査実現！」を県民にアピールしました。

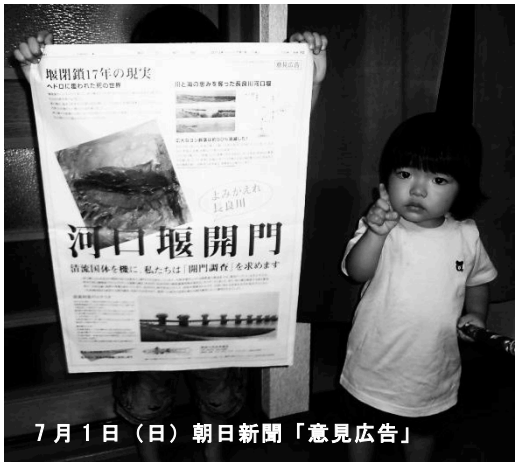

7月1日（日）朝日新聞「意見広告」

私たちは、常に「木曽川水系連絡導水路」問題は河口堰と一体の問題として位置付け「凍結」から中止に追い込む取り組みを進めています。引き続き「市民学習会」「現場見学会」「環境観察会」など市民参加型で運動を広げていきたいと思っています。ご支援よろしくお願いいたします。

設楽ダム訴訟の現況とこれから　～国土研の地質調査結果を踏まえて～

１、設楽ダム裁判の現況について

本件訴訟は、2007 年 4 月に名古屋地方裁判所に提訴し、2010 年 6 月 30 日に、設楽ダム基本計画等に予算執行上見過ごせない瑕疵があれば違法であるとし、愛知県の水道用水の需要予測が過大であることを認定しながら行政裁量を無限定に認めた 1 審判決を受けて、現在、名古屋高裁において控訴審が進められています。控訴人は 137 人。去る 6 月 5 日に第 7 回口頭弁論がありました。

控訴審では、1審判決のような行政裁量を無限定に認めることのないように、裁量権の範囲について、最高裁の判例に基づいて明確にしました。すなわち、公金支出の根拠となる設楽ダム基本計画（および、その基礎となっている豊川水系河川整備計画と豊川水系水資源開発基本計画）について基礎とされた重要な事実について、誤認等があることにより重要な事実の基礎を欠く場合、または、判断過程において考慮すべき事がらを考慮しないこと等により社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合に、行政裁量の範囲を逸脱するものと判断しなければならないと主張しました。

また、地盤が脆弱でダム建設に不適である論拠を科学的に示し、争うことになりました。

①国土研地質調査結果報告書を証拠として裁判所に提出

設楽ダム建設事業（建設予定地：愛知県北設楽郡設楽町）は計画されてから半世紀が経とうとしているのに、地盤が悪くいまだ基本設計が完成していません。ダム本体の青写真のないまま、設楽ダム建設関連事業が進められています。2011年7月、設楽ダムの建設中止を求める会（以下、当会という）では国土問題研究会の地質・土木の専門家にダム建設予定地及び周辺の地質調査を依頼し、その結果が同年11月に出ました。

設楽ダムの建設は、大規模な岩盤崩壊（深層崩壊）や水漏れ、さらには田口市街地域の地下水に異変をひきおこす恐れがある。

という調査結果でした。

ダム直近にいくつかの断層がありますが、これまで全く調査報告されていないものもありました。

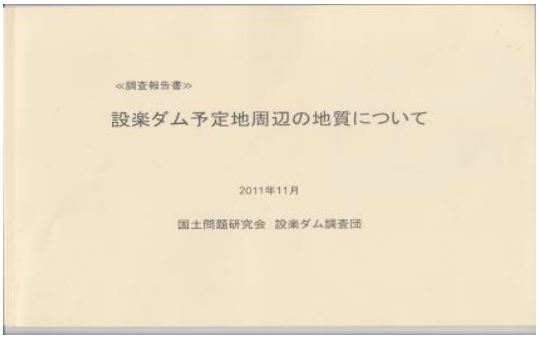

（調査報告書　設楽ダム予定地周辺の地質について）

この調査報告書は、証拠として裁判所に提出されました（控訴審第5　回口頭弁論　2011，12月13日）。

住民側は、国土研の地質調査結果を踏まえて、ダム建設予定地は、深部まで亀裂が発達し、風化が進み、規模は大きくはないが複数の断層破砕帯が通り、火成岩の貫入による熱変性をも受けて崩れやすいことから、ダム建設事業の前提が整っていないと主張、裁判長の現地検証の実施を強く求めています。

※　設楽ダム地質調査報告書について

膨大な国交省のデータを読み解いて作成された調査報告書は図版を含めて全23ページ（A4サイズ）あります。

「設楽ダムの建設は極めて多くの問題をはらんでおり、調査はつくされていない。既定の方針として計画を進めることは地域住民に対して、今後さらに多大な負荷を与えることになると考えられる」

と調査団長の紺谷吉弘氏は結論として述べております。

②　被控訴人（愛知県側）が現地検証に対して意見書を提出

ところが被控訴人（愛知県）は現地検証の必要性なし、の意見書を！！提出（2012、5/25）してきました。その内容の一部を以下に載せます。

愛知県側意見書（一部）

設楽ダムの建設予定地がダム建設に不適切であるとする事情は認められず、さらに、控訴人らの主張は、自らボーリング調査を行った結果に基づくものでもなく、主に国土交通省の調査結果を自らに有利なように曲解した上でなされた独自の見解に過ぎず、そのような控訴人らの独自の見解を確認したとしても、本件の争点を明らかにすることができる証拠資料が収集できる可能性など皆無であるから、ダム建設予定地付近の地盤構造について、そもそも検証の必要性が認められないのである。

まさに活断層を隠してすすめられた志賀原発と同じ構図をここに見ることができます。

２、裁判のこれからについて

①裁判長の現地検証の実施を求める

今後、弁護団と原告・支援者の組織である設楽ダムの建設中止を求める会は、愛知県側の反論に対応するとともに、現地検証の実施を強く求めてまいります。現地検証では、豊川水系の治水、利水、環境について、要所を下流から上流まで視察する予定です。裁判所が現地の状況・事情を十分に踏まえた判断をするために、現地検証は必要不可欠です

裁判長に、現地検証の要請ハガキを送る運動をおこなっています。みなさまにご協力をお願いします。

宛先　　〒４６０－０００１　名古屋市中区三の丸１丁目４－１

名古屋高等裁判所民事第２部　　林　道春　　裁判長様

設楽ダム建設事業に係る公金支出差し止め事件について

「要請事項」現地検証を実施していただくよう要請します。

「要請の趣旨」

例　ダムによる深刻な環境影響に加えて、昨年の専門家による調査では、設楽ダム建設予定地の地質は脆くダム建設により大規模な岩盤崩壊（深層崩壊）や水漏れ、さらには田口市街地域の地下水に異変をひきおこす恐れがあると判断されました。是非とも現地を視ていただいて、公正な判断に生かしてくださるよう要請します。

②住民の理解を求めて分りやすい学習会を開いていく

当会ではイラストを使うなどできる限り分りやすくしたチラシ（下の図）を作成して豊川流域住民をはじめとして3ヶ所で学習会を開催、延べ200人の参加者にダム建設問題の理解を求めました。

今後もこの運動は進めてまいります。

【図は調査結果報告会「設楽ダム建設予定地の深層崩壊・付近の地水漏れを考える」チラシの一部。一般の方にも一目で分るように工夫しました。】

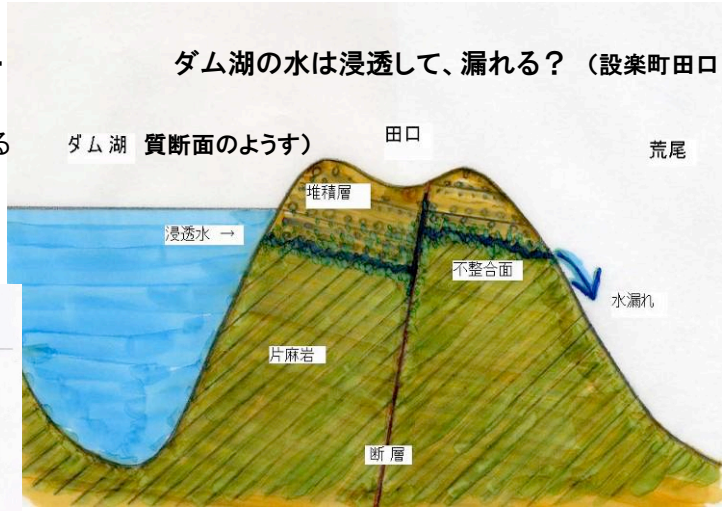

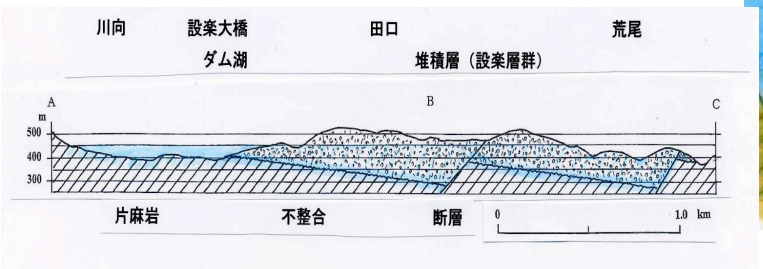

3、新しい動き

①　愛知県主催：設楽ダム連続公開講座「とよがわ流域県民セミナー」（愛称・カワセミ）が始まる

第１回運営チーム会合の様子。公開で行なわれた。
（写真提供：東あいち新聞 2012,3.27 付）

2011 年12月の愛知県議会で大村秀章知事が「県民に多様な情報を提供すべき」として「設楽ダム連続公開講座」が開かれることになりました。同講座開催に先立ち、同講座の運営を任された委員5人（写真）からなる運営チームが会合を今年３月から４回開き運営方法などが話し合われてきました。そして、7 月 28 日にいよいよ第１回目の講座が開かます。大村愛知県知事が冒頭挨拶します。会議は公開で進められており、これまでの愛知県の主催の審議会等とは異なって、傍聴者にも発言機会が、会議終了直前の限られた時間ですが、確保されています。休憩時間には三河湾の海苔,豊川のべっこうしじみ,三河湾産の手剥きあさりで作った佃煮(三河湾再生のシンボル)が供され、試食する時間が設けられています。

設楽ダム住民訴訟の原告を報告者から排除するという誤った方針が貫かれていますが、設楽ダム事業について、県民に広く知ってもらうという目的を掲げて取り組まれるセミナーですので、限界を承知しながらセミナーにも参加して、可能な限り、事業に対する批判的・科学的な内容の報告に対する応援をし、私たちの意見表明をしていくべきだろうと考えます。

大村愛知県知事の意向もあるのでしょう。7 月 3 日当会は大村知事が率いる愛知県議会会派「減税愛知」と当会と意見交換会を持ちました。当会はこれまで全く県議会の窓口がなかったのですが、今後は積極的にもう一度ダム建設見直しの議案を出してもらえるよう議会に働きかけていくつもりです。

②　地元豊川流域の住民が「地域おこし／設楽の四季を愛でる会」を設立

設楽町の女性たちが中心になって、地域おこしを企画しました。まず出来るところから出発と言うことで「設楽町の良いところを見てもらおう」と「設楽の自然を愛でる会」を設立しました。元町会議員の当会会員の女性が代表を務めます。「第 1 回設楽を歩く:田口の町並と鹿島山～鞍掛山の町並を見る」が今年 6 月に開催されました。その様子が中日新聞にも掲載されました。この企画は好評で「次はいつ開催か」と問合せが続きました。
次回は 10 月を予定しています。

（写真は専門家から植物の説明を受けながら歩く参加者。2012.6 月 27 日）

③　オシドリの里にエコトイレ【森のめぐみ】建築着工へ

オシドリの里（設楽町田峯　寒狭川）は、多くの方に知られるところですが、トイレの使い勝手が悪く利用者は頭を悩ませておりました。行政からの支援もないところから、市民カンパで、エコトイレを建設することになりました。

「エコトイレミッション」カンパ送付先　　カンパは今も行なっています。
ゆうちょ銀行　・普通口座番号　１２１７０－８１６９５０８１　・名義　伊藤　徹（てつ）

すでに建築の目途が立ち、8 月 5 日には鍬入れ式と川遊び会を開催します。
当会では、これらの住民運動を全面的に協力、支援していきます。「ダムの要らない地域おこし」に繋げていきたい。

設楽ダムの建設中止を求める会事務局　奥宮　芳子

成瀬ダム住民訴訟報告

成瀬ダム住民訴訟弁護団　西島和

第１　成瀬ダム住民訴訟は４年目を迎えました

成瀬ダムは、秋田県雄物川水系成瀬川の上流に計画されている多目的ダムです。

ダム予定地周辺には、貴重な原生的天然林や原生林もしくはそれに近い自然林が豊富に存在しています。他方で、秋田県の人口は減少し続けて利水の必要性は失われていますし、ダムの集水面積は、流域全体のわずか１．４％しかありませんから、防災効果も期待できません。秋田弁護士会は、２０００年９月、成瀬ダム計画は「環境影響評価手続に不備があること、貴重な自然環境の保全が十分でないこと、治水・利水上の必要性に疑問があること」等重大な問題点があるから「中止を含めた抜本的な検討」が必要との意見書を発表しています。

この成瀬ダムの事業費１５３０億円の一部は秋田県が負担します。成瀬ダム住民訴訟は、秋田県の負担金支出について、「必要性が乏しく、自然環境を破壊するダムに対する公金支出は違法」として、農家など県民の皆さん約３８０名が秋田県に対し支出差止等を求めている訴訟です。

第２　成瀬ダムは秋田県の防災に役立たない

１　訴訟の争点は、かんがい用水の必要性、かんがい事業の経済性、上水の必要性、ダム計画の安全性、発電事業の経済性、ダム計画の地震に対する安全性、自然環境への影響など多岐にわたりますが、今回は、成瀬ダムの治水効果について、これまでの裁判で明らかになった点をご報告します。

成瀬ダムの治水効果については、嶋津暉之さん（水源連共同代表）、宮本博司さん（元国土交通省）の専門家お二人に意見書を執筆していただきました。

２　嶋津暉之さんの意見書

成瀬ダムの治水効果について定量的に検討した資料は、事業再評価の際作成された報告書しかありません。嶋津さんには、この報告書や、過去の痕跡水位などさまざまな資料を入手、分析していただき、①　過去の実績洪水に対して、成瀬ダムが流量を低減する割合はきわめてわずか（治水基準点において０．３～０．７％）しかないこと（このことは、後に秋田県が裁判所に提出した証拠によって裏付けられました）、②　過去の洪水の痕跡水位から雄物川水系の河道の流下能力を適正に評価すれば、ほとんどの地点で成瀬ダムがなくても整備計画目標流量相当の洪水を氾濫させずに流下させることができること、③　ただし、雄物川中流、下流部では、河道整備が遅れていて大きな洪水があると氾濫する区間が多く、喫緊の河道整備がダム計画により後回しにされる状況は極めて危険であること、等を指摘していただきました。

さらに、成瀬ダムの便益計算では、河道の流下能力を過小に評価するなどして、過大な氾濫想定被害額を設定していること、したがって「５０年で４４８億円の効果があり、費用便益比１．０３」との計算結果には信頼性がないことも指摘していただきました。下図のとおり、雄物川の水害被害額の実績は、８７年に２００億円を超えて以来、２０年以上、ほぼ５０億円以下です。ところが、成瀬ダムの便益計算では、確率規模１／１０の洪水による水害被害額が５２８億１７００万円と試算されており、被害額が過大に設定されていることは一見して明らかです。

３　宮本博司さんの意見書

ダムの便益が過大に評価されるという問題について、宮本博司さんには、便益計算のもとになってい

る国交省の「治水経済調査マニュアル（案）」の問題点を分析していただきました。

宮本博司さんに執筆いただいた意見書では、治水経済調査マニュアル（案）に則ってなされるダムの便益計算において、ダムの便益が過大に評価される場合のあることを指摘していただいたうえで、その原因として、①　無害流量（河川が破堤をおこさずに流すことのできる洪水の流量）を過小に評価していること、②　氾濫シミュレーションにおいて、上流での氾濫による流量低減を適切に考慮しないまま、現実には稀な同時複数破堤を想定して、過大な被害額を算出していること、③　洪水流量の生起確率を雨量の生起確率で代替することにより、洪水流量の生起確率を過大に評価していること、の３点があげられることの解説をしていただきました。

これらの問題点は、成瀬ダムの便益計算にもあてはまるもので、適切に計算すれば成瀬ダムの費用便益比は１を大きく下回り、秋田県の防災に役立たないことが明らかです。限りある財源、資源のもとで、国や秋田県が真剣に防災、減災をめざすならば、まず成瀬ダムの建設を中止すべきです。

第３　今後の予定

次回裁判は１０月１２日（金）に予定されています。３年間の裁判で、双方の主張はほぼ出揃ってきましたので、今後は、専門家や県職員などの尋問が実施されるよう取り組みます。全国からご注目、ご支援下さいますようお願いします。

（図）（嶋津暉之さん作成）

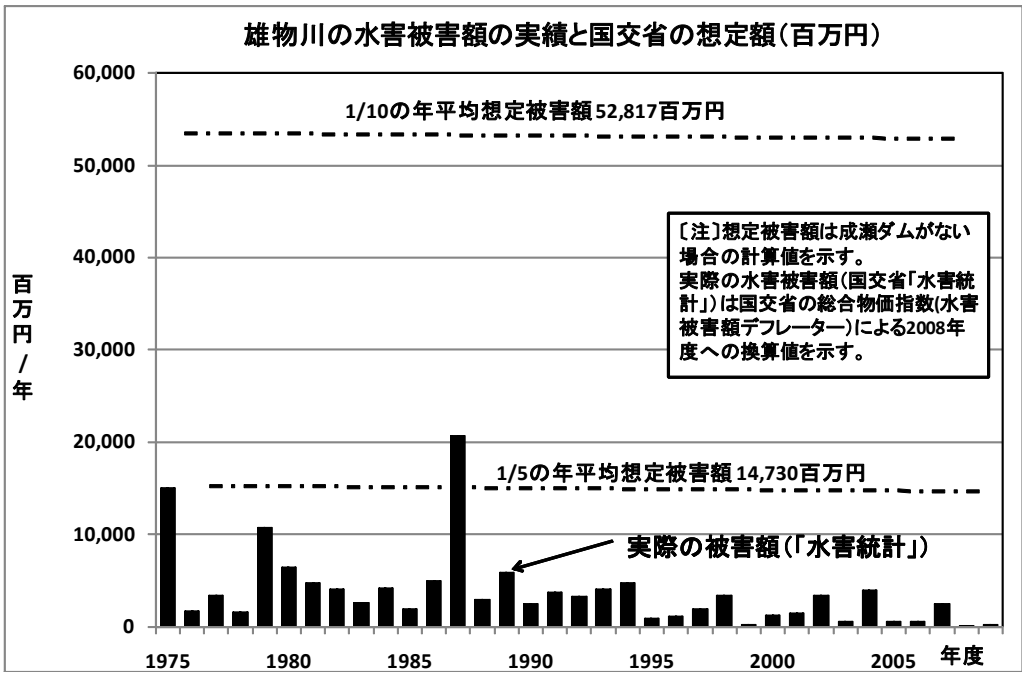

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会からの報告

事務局長　猿山　弘子

渡良瀬遊水池がラムサール条約湿地に登録された運動の成果を素直に喜び、この間の闘いを報告させて頂きたいと思います。

１．会発足から「第二貯水池計画中止」へ――第１段階

本会発足の 1990 年、渡良瀬貯水池（谷中湖）は完成直後でした。この貯水池は早速、首都圏の水道水の「カビ臭事件」を引き起こし、そこへ「渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業（第 2 貯水池建設）計画」が浮上しました。「もう同じ臭い水道水はごめんだ」と大きくなった利根川流域住民の声を集めて「第 2 貯水池計画反対」を中心に利根川流域の運動を展開しました。

当時、遊水池はゴルフ場増設や、国際空港構想など開発計画ラッシュでした。そこで開発反対の署名運動からはじめ、3 か月で 3 万 6 千人、最終的に約 5 万 6 千人の署名を建設省（当時）に提出しました。その他には、貯水池の水質調査、建設予定地の動植物生態調査など徹底して行い、反対運動の根拠をデータで積み上げました。

次に調査結果をもとに、建設省に公開質問状を提出し、形式的な回答には直接交渉、さらに、連続シンポジウムへの建設省参加を求めて、議論を徹底しました。これは 200２年までに講演会も含めれば延べ 13 回開きました。

運動の初期には、建設省は交渉に応ぜず、代わりに諮問機関の「懇談会」の設置を持ち出して、本会の高松健比古代表世話人に（栃木県自然保護連絡協議会委員として）委員を委任しました。ただし懇談会は非公開でした。そうした埒が明かない状態下で、「水源開発問題全国連絡会」が発足し、全国的なダム反対運動を進められました。その事務局を担ったのが本会の嶋津暉之氏、遠藤保男氏でした。やがて、渡良瀬遊水池総合開発Ⅱ期事業はダム等審議委員会の対象となり、その事業の是非が審議されることになりました。1995 年から 96 年にかけて審議委員会へは徹底的な資料提供、傍聴要求を繰り返して、中間答申で「計画を中断」に追い込み、ついに 2002 年には「計画を中止」させました。運動 12 年の第 1 段階の成果でした。

ここで計画が中断されている間に、国交省は新たな諮問機関「渡良瀬遊水地自然保全と自然を生かした利用に関する懇願会」を設置しました。懇談会の傍聴は可能となり、国交省も本会の要請に耳を傾けるようになって、懇談会は 2000 年に遊水池の「グランドデザイン」を描いて役目を終えました。本会としてもすでに 1999 年に「渡良瀬遊水池エコミュージアム・プラン」を現地調査のもとに作成、提案し、懇談会にも提出しました。これはグランドデザインに影響を及ぼしていると、私たちは見ています。

また、2000 年には「わたらせ未来基金」（代表世話人　初代・飯島博氏、現・青木章彦氏）を発足させ、「エコミュージアム・プラン」を実現するための活動を進めました。その一つは、東大保全生態学研究室と協働して行った遊水池の埋土種子の調査です。この調査結果は次に述べる国交省の湿地再生計画の重要な情報となりました。

２．湿地再生基本計画の策定まで――第２段階

2002 年に正式に第 2 貯水池計画が中止されると、「湿地再生計画」が遊水池の将来の重要な

テーマとなりました。その年に「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」が設置され、高松代表世話人は 3 度目の委員になり、本会の考え、提案を主張し続けました。8 年かけて 2010 年に「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」が策定されましたが、このプランは本会作成の「エコミュージアム・プラン」が反映されたものになっています。さらに喜ばしかったのは、最後に国交省は「ラムサール条約湿地に登録する地元の声を尊重し・・関係者と協働、連携を強めていく」と方向を記したことです。

しかし、ここにも伏線がありました。基本計画が策定されるまでに、再度、大規模掘削による治水容量増強案が浮上したのです。検討委員会も硬直状態で、私たちは状況を打開するため、もう一度「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録指定地にする」署名運動をしようと、立ち上がりました。これは本会中心の運動でなく、地域の多くの団体に呼びかけて「渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会」をつくり、署名活動を拡大しました。2006 年から 2007 年に 15,000 の署名を集め、関係自治体（藤岡町）に提出。湿地再生基本計画でのラムサール登録についての記載は、署名の反映と思います。運動の第 2 段階となりました。

３．ラムサール条約湿地に登録まで――第 3 段階

その後の 2 年が第 3 段階でした。「登録地にする会」の浅野正富事務局長を中心に、ラムサール・ネットワーク日本の協力を得て、登録に関して国交省、環境省と直接交渉の場を多くつくり、超党派の「ラムサール条約登録地を増やす議員の会」との連携を図りました。

渡良瀬遊水池は、国交省と環境省の間で協議した結果、国交省が河川区域を河川法によって土地利用を規制し、環境省が国指定鳥獣保護区にすることで、条約湿地にする条件が確保されました。

さらに、地元の 4 市 2 町の賛意を得ることが条件で、反対者も多い地元議会での「登録に関する陳情書」「請願書」採択には 2010 年から 2011 年末にかけて時間を要しました。ここで、環境省による 5 回にわたる地元説明会開催という異例な後押があったことも報告いたします。

地元の賛意がほぼ固まったのは 2011 年 12 月でしたが、これまでこぎつけたのは、多くの多彩な人々の運動への参加でした。それぞれの個性をフルに発揮して協力し合えたからにほかなりません。この報告に書ききれなかった多くの方々の数知れない活動があっての成果です。

登録は湿地保全・再生のスタート地点でしかないことも、肝に銘じています。私たちは遊水池の足尾鉱毒事件の重い歴史の上に、より豊かな湿地の再生をすすめ、未来への道を探り歩み続けなければと思います。